

## むつ市議会第184回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成17年7月6日(水曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(14) 30番 大澤敬作 議員

(15) 8番 村川壽司 議員

(16) 36番 坂井一利 議員

(17) 35番 東健而 議員

(18) 45番 柴田峯生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
8番	村川壽司	9番	小林正俊
10番	新谷功	11番	高田正弘
12番	佐々木肇	13番	石田勝弘
14番	鎌田古よ子	15番	菊池広志
16番	野呂泰喜	17番	木村亀治
20番	中村正志	21番	斉藤孝昭
22番	宮下順一郎	23番	赤松功
25番	本間千佳子	26番	坪田智十司
27番	田澤光雄	28番	福永忠雄
29番	工藤孝夫	30番	大澤敬作
31番	徳誠	32番	飛内賢司
33番	半田義秋	34番	牛滝春夫
35番	東健而	36番	坂井一利
38番	松野裕而	39番	東谷正司
40番	東谷良久彦	41番	佐々木隆徳
44番	杉浦守彦	45番	柴田峯生
46番	杉浦洋	48番	佐藤司
49番	澤藤一雄	50番	千賀武由
51番	目時睦男	52番	田高利美
53番	濱田栄子	55番	菊池清均
56番	澤田博文	57番	柏谷均
58番	工藤清四郎	59番	毛馬内光雄
60番	慶長徳造	61番	池田正利
62番	杉本清記	63番	久保田昌司
64番	川端一義	65番	服部清三郎

欠席議員（9人）

7番	村中徹也	18番	川端澄男
19番	富岡修	24番	工藤直義
37番	板井磯美	42番	立石政男
43番	竹本強	47番	千船司
54番	堺孝悦		

説明のため出席した者

市長	杉山 肅	助役	田頭 肇
収入役	田中 實	教委會員	山本文三
教育長	牧野 正藏	公営企業者	杉山 重一
代表委員	菊池 十 四 夫	選挙管理委員会事務代理	佐々木 鉄 郎
農委會員	立花 順 一	総務部長	齋藤 純
企画部長	渡邊 悟	民生部長	高橋 勉
保健福祉部長	名久井 耕 一	経済部長	森 正 剛
建設部長	藤井 幸 男	教育部長	宮下 孝 信
教委事務	新谷 加 水	公営企業局長	新谷 博 仁
監査委員	小川 照 久	総務部・総務課	佐藤 節 雄
企画部長	工藤 武 勝	選挙管理委員会事務局	大 芦 清 重
むつ地区農務委員	西山 肇	企画部長	奥 島 慎 一
企画貯蔵課	伊藤 道 郎	企画部長	下山 益 雄
川所内長	佐藤 吉 男	大庁舎所長	中嶋 康 夫
脇野所長	千船 藤 四 郎	総務課	濱 田 賢 一
総務課	澁田 剛		

事務局職員出席者

事務局長	藤田 修	次長	小島 昭 夫
総括主幹	飛内 啓 一	主幹	柳 田 諭

庶務係長 古川俊子  
調査係査 青山諭

庶務係査 濱村勝義  
主任主査 葛西信弘  
議事係事

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は55人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

本日市長から、むつ市事務専決代決規程の送付がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

## 日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、大澤敬作議員、村川壽司議員、坂井一利議員、東健而議員、柴田峯生議員の一般質問を行います。

## 大澤敬作議員

○議長（宮下順一郎） まず、大澤敬作議員の登壇を求めます。30番大澤敬作議員。

（30番 大澤敬作議員登壇）

○30番（大澤敬作） むつ市議会第184回定例会に当たり、日本共産党川内町議員大澤敬作が幾つかの通告した問題について質問いたします。

第1に、中間貯蔵施設についてであります。その第1は、安全性の根拠について、まずお尋ねしたいと思います。福島第一原子力発電所、平成14年8月明らかになった東京電力の原子力不祥事が発覚し、四つの約束、情報公開と透明性などを明確にしております。このコメントは6月29日付、東京電力株式会社勝俣恒久社長名で提出されております。さらに、平成17年4月24日、午前10時から12時まで川内町公民館1階大集会室で安全性の説明を東京電力がビデオを放映しました。この説明には、杉山市長も出席しているはずであります。

質問に対し、私は「げんぱつ」という新聞を引用しながら、昨年の9月の東京電力の福島第一原子力発電所2号機、3号機、5号機、柏崎刈羽原子力発電所5号機の作業員が被曝した事故、こうした事故の連続に福島第一原子力発電所2号機の問題を引用しながら、東京電力の事故の発表で6件もの事故が発覚し、その1件をとらえて私が東京電力の事故を職員に聞いたら、「そのとおり事故が起こりました」と、このように答えました。市長もこのことは聞いているはずであります。

九州電力3件、中国電力2件、北海道電力2件、関西電力、日本原子力発電が1件ずつ、この4月は、11件もの事故が起きているにもかかわらず、このうち6件が東北電力であります。これは、下北住民の命、健康、産業に重大な大問題であります。安全性の根拠について、市長の責任ある答弁を求めるものであります。

中間貯蔵施設についてであります。今年5月には六ヶ所でも事故が、再処理のまだ正規に稼働しない、そういう中で起きております。将来この中間貯蔵をどこに持っていくのか、この点は重大な課題でありますので、中間貯蔵についての残存物を持っていく、その場所について明確に、今の段階でも答弁をする必要があると思いますので、お願いしたいと思います。

また、中間貯蔵施設建設業者が既に決まっていると思うのですが、この会社はどこか、明らかにすべきであります。これについても答弁を求めたいと思います。

次に、川内高校についてであります。分校という動きがありまして、合併前です。町民から教育の町川内と久しく言ってきた立場から、住民運動が起きて、教育の後退を許さないとの立場から、署名運動や「川内高校を守れ、分校反対」の立て看板が立てられました。川内高校存続について教育委員会委員長に納得のいく答弁をしていただきたいと思っております。お願いも含めてお願いしたいと思います。

旧川内地区融雪溝整備について、高野川、仲崎、宿野部地区の整備をいまだにしてもらえない。そういう問題から、差別ではないかという問題が起きております。そういう思いを地区住民がしないように、市長の整備方の答弁を求めたいと思います。

最後に、雇用対策についてであります。社会にとって仕事がないくらい恐ろしいことはありません。そのために現状の社会情勢は自殺者、犯罪、恐ろしい社会情勢です。こうした問題を解決するためには、サービス残業をやめるだけで180万人の雇用が可能になるわけでありまして。社会の不安をなくする施策のための一環として私は提言、お願いも含めて市長の雇用対策について答弁を願います。以上、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の中間貯蔵施設についてのご質問であります。第1点目は4月24日の川内での中間貯蔵施設についての説明会で東京電力株式会社の事故について質問した際に、事業者ではそれを認

めた、それなのに経済産業省資源エネルギー庁政策のビデオでは、安全であると安全性を強調していたが、果たして本当に安全なのかとのご質問であります。中間貯蔵施設は、今さら申し上げるまでもなく、使用済燃料が再処理されるまでの間、金属キャスクと呼ばれる頑丈な容器に封入して貯蔵管理する、いわば大きな格納庫のような施設であり、極めて安全性の高い施設であります。金属キャスクによる使用済燃料の貯蔵は、海外ではおよそ20年の貯蔵実績があり、国内でも東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び日本原子力発電株式会社、東海第二原子力発電所において行われているなど、既に確立された技術であると認識しております。したがって、会社が同じであっても原子力発電所本体のトラブルと使用済燃料を安全に貯蔵していくことは別の視点でとらえることも必要ではないかと思っております。なお、本施設の操業に当たっては、事前に原子力安全・保安院の安全審査及び当該審査に対して原子力委員会と原子力安全委員会の意見を求めるダブルチェックが行われ、その後設計及び工事計画認可、使用前検査等を行い、技術基準適合性が審査されます。

また、貯蔵事業の実施主体となる新会社が定める保安規定が審査され、認可を受けることとなります。そして、運転開始後は、毎年定期検査が行われ、技術基準適合性が確認されるとともに、保安規定の遵守状況について年に4回検査が行われることとなっております。このように多くの段階を踏まなければ建設も操業もできない施設でありますので、同施設につきましては極めて高い安全性が確保されるものと認識しているところであります。

第2点目の「げんぱつ」5月号によれば、東京電力株式会社の事故がさらに広がっている、安全が確立されていないと思うが、市長はどう考えるかとのご質問であります。東京電力株式会社に

よると、同社は平成14年8月に判明した一連の不祥事への反省に立ち、「しない風土」と「させない仕組み」のスローガンのもと、再発防止対策と信頼回復に取り組んでいると直接報告を受けております。また、同社によると、今後とも安全確保を大前提として、この「しない風土」と「させない仕組み」の構築について継続的な努力とさらなる発展に取り組み、実績を積み上げていくことを会社挙げての申し合わせ事項としております。さらに、貯蔵事業の実施主体となる新会社の品質保証体制の確立や企業倫理の遵守、安全文化の醸成等につきましても、基本的には同社の再生活動における精神を踏まえて実施する考えとのことであります。私といたしましては、全社員の一致協力のもと、これらの活動が徹底して行われ、安全確保に万全の対策がとられることを期待し、またそのことが社会の信頼を得ることにつながっていくだろうと確信しているところであります。

第3点目の最終処分地が決まっていない現状では、中間貯蔵施設といえども最終処分場になるのではないかとのご質問であります。使用済燃料の貯蔵事業については、原子炉等規制法の許可の対象事業となっておりますが、この法律は貯蔵する燃料を施設から搬出することを前提としております。このため事業許可申請書に「貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法」を記載させることとなり、これが確認されなければ事業許可がされない仕組みとなっております。したがって、貯蔵終了後、使用済燃料が中間貯蔵施設外に搬出されることは原子炉等規制法上担保されております。

このように中間貯蔵施設は、使用済燃料を最終的に再処理するまでの間の貯蔵施設であり、使用済燃料を永久的に貯蔵する施設ではないことは法制上明確であります。市としても、貯蔵終了後に確実に搬出されることを担保すべく今後事業者と

の間で結ぶ協定に使用済燃料の貯蔵期間については明記する考えを持っております。また、県においても確実に搬出されることは重要との認識のもと、県民の安全、そして安心に重点を置いた観点から、適切に対処したいとの考えと伺っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、貯蔵するための新会社がどのような形のものかのお尋ねもございましたが、これは立地が決定後に明らかにされるものと考えております。

次に、質問の2点目、川内高校の存続について、教育委員会委員長に答弁を求めておられますが、所管は市長部局でありますので、私の方から答弁させていただきます。小・中学校については教育委員会ですが、高校については県教委でございます。所管が市長部局となるわけでありませぬ。

大澤議員ご存じのとおり、川内高校は県立高校高等学校教育改革第2次実施計画により、平成20年度から大湊高校川内校舎として、いわゆる校舎制の方針が示されているところであります。川内高校は、これまで多くの有為な人材を送り出し、地域の発展に貢献してまいりましたし、地域を超えて多くの方々から川内高校として存続を望む声が出されております。また、大畑高等学校につきましても、同じ状況にありますが、両高校ともそれぞれの地域教育にとどまらず、町のシンボルとして重要な役割を果たしてきたところであります。このようなことから、議会として存続に向けて要望されると伺っておりますが、むつ市及び下北郡内の町村長及び議会議長で組織する下北総合開発期成同盟会でも来る7月19日に開催予定の青森県に対する重点要望説明会におきまして、川内高校と大畑高校が校舎制とされることなく存続するよう要望することとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、旧川内地区融雪溝整備についてのご質問

にお答えいたします。豪雪地帯における市街地内、特に通学路等の雪処理については、交通障害や交通事故の危険、さらには高齢化が進む本市にとって大変憂慮すべき問題となっており、流融雪施設の整備に対する市民の期待は年々高まってきているものと認識いたしております。川内地区においては、むつ下北地区の先駆けとして銀杏木地域に初めて流雪溝を整備した結果、その有効性が認められたことから、蛸崎、上小倉平、本町地域と順次整備を進めてきたところであります。また、これ以外の地域の整備につきましては、現在畑地域において整備を進めておりますし、ご質問の高野川地域、仲崎地域、宿野部地域につきましても関係機関に対し、強く要望してまいりたいと考えております。

差別をするのではないかというご発言がございましたが、合併後3カ月のところで差別をするだけの余裕がございません。今後とも豪雪地帯の雪対策につきましては、積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはご協力とご理解を賜りたいと存じます。

次に、雇用対策についてであります。大澤議員ご承知のとおり、企業の倒産や廃業、リストラによる離職者がふえ続ける中であって、青森県内の有効求人倍率は3年近く連続全国最下位となり、今春高卒者の県内就職率も過去最低となるなど、県内の雇用環境は憂慮すべき最悪の状況と言えます。殊に住宅ローンや教育費の負担を抱える中高年離職者の再就職に当たっては、筆舌に尽くしがたい状況にあると認識いたしております。市では、これまで長引く雇用不安に対処するため、雇用就業機会の創出を図る緊急の雇用対策として国の緊急地域雇用特別交付金を活用し、平成11年度から平成16年までの間、「緊急地域雇用創出対策事業」を実施してきたところでありまして、この間延べ69事業、事業費では約2億2,000万円の事業を展

開し、延べ922人の雇用創出を図ってまいったところであります。この「緊急地域雇用創出対策事業」は、雇用期間が6カ月以内で更新ができないなどの制限から、実質的な雇用につながらないといった課題もありましたが、少なからず失業者の緊急救済施策や雇用創出策として、また地域経済の活性化の観点から、その成果を認めるものでありまして、今後機会あるたびにさらなる雇用創出に重点を置いた制度の継続、創設を関係機関に要望してまいりたいと考えております。

今後青森県では、中高年齢離職者の再就職を促進するため、県及び市町村が実施した「緊急地域雇用創出対策事業」で雇用した中高年齢者を引き続き雇用した事業主に対し、奨励金を支給する「中高年齢層常用雇用奨励費補助」や県内の各商工会議所に雇用開拓専門員を配置し、雇用開拓を行う「中高年雇用支援事業」を実施しております。また、定職につかないフリーターや学業につかず働く意欲も持たないニートなど、若年者雇用環境改善のため、昨年7月、青森県若年者就職支援センター、愛称を「ジョブカフェあおもり」と呼んでおりますが、このサテライトスポットが市勤労青少年ホーム内に設置されたところでありまして、パソコンを利用しての求人情報等の検索のほか、専門相談員とテレビ会議システムにより就職に関する各種相談が可能となっております。雇用対策を推し進めるうえでは、関係機関のより緊密な連携が必要不可欠となります。このため本年7月末、青森労働局と県内各公共職業安定所にそれぞれ市町村との専用連絡窓口を設置したところでありまして、雇用対策のほか、雇用に関連する地域振興策等に関し、互いの連携、協力の強化を図ることといたしております。下北管内においては、市とむつ公共職業安定所、むつ商工会議所が共同し、郡内各企業に働きかけ、雇用全般に関する協議の場として、平成12年に「むつ下北地区雇用対策協



議会」を立ち上げ、各種事業に取り組んでおります。このように市といたしましても、関係機関とより一層の連携を図りながら、雇用改善に向け、最善の努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 私は、市長に中間貯蔵施設の問題でいろいろお答えいただいたけれども、この中間貯蔵施設立地が赤字30億円のかぎを握っている、そういう問題が明確にされなかったと、現状ではこういう報道までされていながら、なぜそうなのか、この点をお答え願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 中間貯蔵施設は、確かに財政的な効果を期待したものでありますけれども、赤字の発生の原因とは直接関係ございません。赤字が発生しております大きな理由は、国の財政対策の進め方にあると考えられます。合併した町村のすべてとは言いませんが、ほぼすべての団体が赤字を抱えておったわけありますから、合併協議会の中ではむつ市の巨大赤字という表現が使われましたけれども、実はむつ市の巨大赤字だけではなくて、合併協議会に入っているほとんどの町村が赤字を抱えておるという現状もあります。それぞれの事情はございましょうが、大もとは国の財政政策の影響をもちに受けておる、特に三位一体改革という言葉が出る前の財政対策、これに大きな原因があることを私はあらかじめ察知をして中間貯蔵施設というものを誘致することによって、財政好転に貢献してくれるものと期待をしたところであります。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 財政の問題で、それが中間貯蔵施設だけではないと、こういう答弁ですけども、私が納得いかないのは、この東奥日報のむつ市赤字再建団体に転落かと、こう1面に書かれて、

しかも中間貯蔵施設立地がかぎなのだということが書かれている。これは、市長、そういう立場であるならば、これを撤回させる、あるいは赤字対策についてもっと我々に理解できるような方向を示していただかないと納得できない。どんなにあなたがそう言ってみても、それがかぎだということを書いておられるわけありますから、そういう点ではぜひともそういうことについては東奥日報社の報道に対して、この点は違いますよと言うべきではありませんか。それを言わないで、これがかぎだということ、私どもも理解せざるを得ないではありませんか。こういう点について、非常にこの中間貯蔵施設についての中身が、ただ中間貯蔵施設で財源が来ると。それは確かに来るでしょうけれども、赤字を解消するのは、そういうものだけではないのだということであるならば、財源の再建の根本的な対策について明確にお答えするのが道理ではありませんか。それがなくて、中間貯蔵施設の立地が赤字団体に転落を回避できるかぎだということについて、もっとやっぱり私たちに理解のできるような方向でやってもらわないと納得ができない。そういう点について、もっと明確なお答えを願いたいと思います。

それから、雇用の問題でいろいろ市長は答弁をされました。私本当にそうであれば納得するけれども、現実とは違うのです。仕事を何とか探してほしいと、こういう声はあちこちから来るのです。それにこたえれない。かなり国有林も含めて木島林業さんが、なくなったけれども、畑井さんという人がその後を引き継いで林業の関係について、枝打ちやら除伐やら、そういうものをやって、幾らかでも雇用に寄与したいという、そういうことがありましたけれども、あの膨大な国有林、森林の町川内と言っても過言でない、そういう状況の中で、それが市長の言ったような方向に行っていないということですから、もっと実のあるような、

私どもが胸を張って言えるような、そういう施策、雇用対策をやってほしいと思うのです。私は、これは我が党の3月5日の新聞ですけれども、大金持ちには減税、大企業に、6兆円の減税、役員報酬配当には2兆円の減税、そして従業員給与、マイナス4.5兆円、こういうことが社会の中に今横行している。だから、自殺や犯罪、そういうものが起きているということ、これを解消するためにぜひとも納得のいくような雇用対策についてお答えを願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 新聞報道する権力、権限といったものがあるわけでありますから、すべてを正しく伝えていると私は考えません。また、議員には議員の調査権限というのがあります。本当の意味の市政の内容を研究なさるのであれば、職員初め私も含めて、その角度からお答えをし、理解を深めていただくことは協力をさせていただきたいと思いますが、新聞報道を否定しろというような観点からのご質問には私はお答えをすることはできません。

雇用の問題について、川内町の大きな林業会社の例をお挙げになりましたが、私どもは公的な立場で雇用創出に努めるように包括的な事業を展開しているわけでありまして、個別の事業を刺激したりなどすることはできません。逆に言うと、今の財政事情の中で公共事業を発注できないという非常に苦しい立場に追い込まれておりますので、このことによって今建設業関係を主としてリストラが始まらんとする状況にあることは承知いたしておりますが、個別の企業を支援するというようなことはできませんので、包括的に県と協力する、国の事業を持ってくるといようなことで雇用創出に努めるというお答えしか申し上げることはできないのでありまして、また一人一人の遊んでいざるを得ない人、こういう人に対してお仕事を世

話するということは職業をあっせんするための法律に違反しますから、ハローワークを通じて行っているというような状況にあることをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 市長は、この東奥日報の報道について、報道を全部否定するとかはできないということですが、私はそういう点では、やはりこの報道がある意味では市長の施政方針について、的確な面もあるのだというふうに理解せざるを得ないのです。中間貯蔵について疑問がいっぱい残っている。そして、最終のそういうものについてはカスクに入れて、安全性を保つと、こう言っているけれども、市長、六ヶ所の問題でお答えを願いたいですが、これは通告外ですから、もしお答えできない場合には、それは仕方ないと思うけれども、6月25日原発の中で、2件六ヶ所再処理工場の問題が起きました。この六ヶ所については県の管轄でしょうから、その点については市長は答えるのは困難、あるいは市長だから答えられるかもしれませんが、非常に悩んでいるのです。ということは、県の企画部長が来て、六ヶ所のその建設について、北海道の幌延町に最終処分したものを持っていく。ところが、3カ月足らずのうちに北海道知事がそれを拒否、幌延町の町長も当然のことながら拒否、こういう状態が続いて、しかもまだ稼働しないうちに、今試運転をやっているうちに六ヶ所が事故を起こしている。そういうところに恐らく今までの答弁からいくと、六ヶ所に頼ることはないとは思いますが、そういう現状を踏まえて、もしお答えがありましたら、県の企画部長が、「断言できますか」と聞いたら、「はい、断言します」と、こう言ったことが、3カ月もたたないうちにそういう状況になった。こういうことを踏まえて、私は非常に重要なこの県の企画部長が問題を残したなど、こう考えておりますが、市

長は雄弁家でありますから、お答えをできるのであればお答えをしていただきたいなというふうに考えます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 六ヶ所の再処理工場関連施設について、私も市町村長の一人として、安全をチェックするための委員会のメンバーの一人であります。でありますから、現在問題にされておりますピンホールについては、我々は相談は受けておりません。それ以前の水漏れ等については、原因、対応の仕方、そしてそれに対する原燃の考え方等について説明を受け、経済産業省資源エネルギー庁などからの説明もいただいております。ですから、それなりの理解はいたしておるつもりでございますが、現在のピンホールの原因については、今解明を急いでいる段階でありますから、これについてどうのこうのということは私は承知していない部分でございますから、申し上げることははばかりたいと思います。

ただ、六ヶ所再処理工場の施設を管理発注しているのは、日本コジェマという会社であります。これは、フランスの再処理工場、ラ・アーグというところにあります再処理工場ですが、これを運営している会社がコジェマという会社でありまして、フランスの原子力発電は国が強力に進め、国民がそれを支持するという形です。電力の70%以上を今発電している状況にあります。ドイツは、原子力発電をやめると言っておりますが、それはフランスでつくった原子力で作った電力を買っているからそういうことを言えるわけでありまして、我が国の資源の枯渇しているところで、枯渇というよりも少ないと言った方が正しいかと思いますが、そういう中で再処理を進めることは日本の原子力政策の一環としてある、そういう状況の中でトラブルが発生するということは我々にとっても極めて遺憾な状態であるという認識は持って

おります。大澤議員のご発言の趣意は、再処理工場があんな状態なのに中間貯蔵しておいていいのかと、こういう意味だろうと思うのですが、その点については今六ヶ所も全精力を挙げて整備を進めており、トラブルが発生した場合にも、その原因究明と改善策に懸命に取り組んでいる状況でございますから、そういう姿勢を私は評価していくべきであると考えております。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 原子力の問題、エネルギーの問題について、原子力に頼ることも全面的にやめなさいということとは言えない現状にあります。しかし、そこが最大のポイントだということについては、今風力で下北で1万キロの電力が余っていると、そういうことも報道されつつあるのです。風力の問題を含めてエネルギーの対策方についてぜひとも含めて市長にはお考えを願いたいものだというふうに提言もしておきたいと思っております。

それから、私の言った雇用対策の問題について、市長は国にも聞くとおもうので、サービス残業をやめるだけで180万人もの雇用がふえるという、そういうことについてやっぱり国の方にも要請をするという姿勢が私は必要だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） サービス残業というのは、本来労働基準法違反なのです。ですから、本来これはやってはいけません。それを厳しく指導するのは労働基準監督署です。私の権限ではございません。ただ、大澤議員のご発言は、マクロの発言であります。私どもが今お互いに力を合わせて解決をしなければならないのはミクロの問題です。むつ市、あるいは川内地区の問題であります。全国的にサービス残業をやめるというのは、すぐれて国の行政手法の問題でありますから、それについてとやかに申し上げることは、私は国が既に

率先してやって、サービス残業をやめようという指導も強くしているということは承知いたしております。でも、ミクロの問題の解決については、なかなか現実的に前に進めない。そこで、県も雇用創出のための幾つかの施策を打ち出し、市町村もこれに協力をして進めていこうと。先ほど申し上げました平成16年度まで取り組んできた事業によって、幾つかの雇用が創出されました。その事業を継続して発展させていこうというのが県が今とっている政策でありますので、これらを活用していくという立場でミクロの問題にいささかなりとも貢献できるようにいたしたいと考えます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 雇用対策の問題はサービス残業、それこそ労働基準法違反、その点は市長の答弁で私もそのとおりだと思っております。思うのですが、なかなかそれが改善されない労働基準監督署の問題でもあるけれども、事故が起きれば、その対応方に腰を上げるけれども、事故が起きないうちは、そういうサービス残業等については全く触れない、これが現状だと思うのです。そういう点については、市長とその考えは同じだけれども、労働基準監督署のそういう雇用対策についての問題については、非常に不満そのものであるというふうに言わざるを得ない。

それから、これは別問題だけれども、川内町の高野川地区、仲崎地区、桧川は護岸工事があるので、非常に困難な面もありますので、私そこを外したというのは、護岸工事の問題が絡んでくるので、宿野部と、こう言ったのですが、非常にあとのところはスムーズにいて、ここだけが残っているんで、一体いつやるのだと、こういう要望が殺到するのです。川内の雪は昨年、ことし今までにないむつ市の3倍も降りました。そういう点からいきますと、こういう要望が来るというのは、当然にそういう状況にあったのです。そういうこ

とから、強く要望するという点から、その点について、甘えるつもりはないけれども、非常に問題でありますので、強い要望をして実現方を早めてほしい。この点を市長に再度質問したいが、そういう意思で取り組むのか、お答えを願います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 宿野部には、幹線道路としては国道が1.6キロあります。ですから、この国道の改良については、昔の土木事務所の所管でありますので、我々も歩道でありますとか消融雪溝といったようなものにつきましては、財政負担を求められるわけでありまして、財政負担の用意をしながら県と協議を深めていきたいと。ただ、私宿野部の道路というのは、いかにも国道にあるまじき道路であろうと。あの道路全体を見直す手法がないのか、あるいは道路をどうやって改良すればいいのかということもあわせて検討していく必要があるかと考えているということを申し上げたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 非常にショッキングな問題を、これは2002年にさかのぼるのですが、非常に青森県の所得が低いのです。最高が400万円、青森県は221万3,000円、沖縄に次いでワーストツーなのです。市長も答弁の中で言われました国の赤字が1,000兆円と。鎌田議員の質問に対しての答弁だったと思いますが、そういう厳しい状況のもとで、やはり赤字財政がつくられるという現状にあるということ、こういう点を踏まえながら、本当に住民が主人公の立場を貫けるのかどうかということが懸念される事態です。市長も言ったように、新聞にも報道されています。そういうことからいって、こういう問題についてどのような角度で住民が主人公を貫けるのか、最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 国のそういう財政状況を受けて、我々が非常に今苦しい立場に置かれている。これは、我が国の7割くらいの自治体がそういう状況にあるだろうと私は推測をいたしておりますが、その中でいかにして地域をいささかなりとも豊かにしていくか、いささかなりとも住民の求めるものを実現していくか、それが我々に課せられた宿命であると、そう考えております。大澤議員のお考えになっている点と立脚点は同じだと思っておりますので、共通のものを求めて努力をしてみたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、大澤敬作議員の質問を終わります。

11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村川壽司議員

○議長（宮下順一郎） 次は、村川壽司議員の登壇を求めます。8番村川壽司議員。

（8番 村川壽司議員登壇）

○8番（村川壽司） むつ市議会第184回定例会に当たり一般質問をさせていただきます村川壽司です。質問に先立ち、去る4月11日、私たちの大先輩であり、むつ市のスポーツ界に尽力されたむつ市体育協会会長であり青森陸上競技協会副会長の要職をこなされてきました白濱匡章氏が永眠されました。白濱氏の功績には多大なものがあります。謹んでご冥福を祈りたいと思います。白濱氏の遺志を受け継ぎ、現陸上競技協会会長は、ぜひ新むつ市で初めての県民駅伝で優勝をと願っております。私もスタッフの一員として頑張っております。

存であります。

さらに残念なことには、高校野球界の名監督として知られる大湊高校の富岡監督が6月30日朝に急逝されました。技術より気持ちを前に出す野球を教えられた富岡監督の野球を消すわけにはいかないとの声が教え子の中から聞かれました。富岡監督のご冥福を祈り、子供たちの甲子園に向けてのさらなる頑張りを期待しております。

さて、そのスポーツ界を顧みますと、ことしの春から目を見張るようなすばらしい活躍が数多くありました。まず、大湊高校においては高校総体の陸上競技で総合第3位、公式野球春季大会ではベストフォー進出の快挙をなし遂げました。また、田名部高校においては高校総体の軟式野球の優勝、さらにむつ工業高校においてはボート競技での優勝、そして軟式野球での準優勝とすばらしい結果をおさめております。

なお、田名部高校とむつ工業高校は、北東北ブロックの軟式野球大会に出場することになっております。そして、中学生も6月中旬に行われた中体連夏季大会において、7月23日から行われる県大会の出場権を獲得し、今県大会で好結果を残し、さらに東北大会、全国大会への出場を目指しての猛練習中です。小学生は、陸上競技において県大会では400メートルリレーでむつアスリートクラブが男子、女子ともに優勝し、全国大会への出場権を手に入れました。小学生駅伝の県大会においては、男子では大畑陸上クラブが優勝、むつ陸上クラブが準優勝、むつアスリートクラブが第3位と、さらに女子では優勝がむつ陸上クラブ、準優勝が大畑陸上クラブと県大会での新むつ市の子供たちが上位を独占しております。その他の競技でも、新むつ市の皆さんの活躍が数多くあり、すばらしいことです。市民の皆さんみんなで一緒に応援していきたいものです。

前段が少し長くなりましたが、それでは質問に

入らせていただきます。

第1の質問の海浜地域の観光事業の推進についてお伺いいたします。ことしの日本の観光の目玉は、何といたっても愛知万博ではないでしょうか。ことし3月6日の開業以来119日目で目標よりも20日早く愛・地球博リニモの利用者が7月2日で1,000万人を突破したと発表されています。観光客の多くは愛知方面に向かい、そしてそのしわ寄せがじわりじわりとここ下北半島にも来ているのではないのでしょうか。現在観光業界で叫ばれているのは、既存の観光地を見詰め直し、さらに新しい観光地を見つけ、観光客を呼び込むことが地元で課せられた課題ではないかと認識しております。私自身、ある観光業界の全国レベルの研修に出席させていただいた折、つくづくそのように感じました。また、去る4月18日と19日に新むつ市の公共施設の見学会があり、参加させていただきましたが、むつ市には立派な施設が数多くありました。特にすごいと感じたのは、川内庁舎の市長室です。陸奥湾のすばらしい景色が一望できる広い市長室で、そのいすに座られて仕事をなされましたら、さぞかしすばらしい妙案が次々と浮かんでくると推察いたしました。

さて、新むつ市においては、海浜公園という形で脇野沢の「愛宕山公園海水浴場」、川内においては「かわうち・まりんビーチ」が昨年開設され、大畑においては現在工事中で、来年夏から海水浴場としてオープンされるとのことです。1カ月ほど前に再度視察に参りましたが、脇野沢、川内の砂浜はきちんと整備され、それに付随する各施設も大分整備されておりました。また、子供たちの海水浴後の体験施設、さらにキャンプ場等もあり、他に劣らない良質な観光地として売れる場所だと確信しております。さらに、来年夏にオープンされる予定の大畑漁港環境整備事業の海水浴場施設においては、緑をバックに長く広い砂浜を活用し、

その砂浜ではビーチバレーボール大会が開催できるビーチバレーボール場の建設も工夫され、工事されております。これらの3カ所の公園の海水浴場施設を大いに売り出してみてもどうでしょうか。家族型旅行での利用、学校の自然体験学習の場としての利用、また若者たちの息抜きの場として大いに利用してほしいものだと期待しております。実際に足を運んで売り込むとか、今の各地区に置いてあるパンフレットを集約して一緒にしたパンフレットを作成し、各要所に送付したり、インターネットで紹介するなどPRしてはいかがなものでしょうか。新しい観光地が誕生するのではないのでしょうか。そのことによって、ホテル、旅館、民宿はもちろんのこと、キャンプ場などの施設にも活気が出てくるのではないのでしょうか。

さらに、今ネックになっている早掛沼公園にあります早掛レイクサイドヒルキャンプ場は、ある情報によりますと、ことしの夏の予約は6月中旬の時点で幾らも申し込みがなされていないとのことです。しかし、それも息を吹き返してくるのではないのでしょうか。北の海、北の海浜公園でゆっくりくつろぎ、1泊して下北の味を口にし、次の日、近くの観光地を回り、歩くのもよいと思います。ことし後半期、さらに来年に向けて観光業界のさらなる活気づけのため、ぜひこの地域の活性化に力を入れてほしいものです。むつ市の観光事業の活性化の一つとして取り上げてもらいたいものです。ご配慮のほど、よろしく申し上げます。

二つ目は、教育施設への不審者の侵入から児童・生徒を守るための安全対策について質問いたします。ある報道によりますと、次のようなことが載っていました。2001年6月、大阪教育大学附属池田小学校に不審者が侵入し、児童8名が死亡、先生を含む15名が重軽傷を負った事件で、犯行直後にクラスメートの死を目撃するなどして、重心的外傷後ストレス障害、PTSDになった6年

生の女の子の両親に対して、学校側が賠償する方向で交渉していることがわかり、学校内で起きた事件、事故で身体的外傷でなく、PTSDのみで傷害見舞金が支払われるようです。この事件は、今6年生の女の子が当時2年生のとき、事件直前、「トイレに行くから待って」と伝え、教室に戻ると4人が教室で、1人が廊下に倒れている惨状を目にし、そしてその5人全員が死亡しました。その女の子は、ショックで何日も食事をとれず、無反応で、ただ涙を流す日が続いたそうです。極端な無気力状態になる一方、突然大声で泣き叫ぶなど、パニック状態に陥ることもあり、3年生になってからは、母親の付き添いで登校できるようになりましたが、教室には入れず、最近ようやく授業を受けれるようになったそうですが、2、3年のときのことは記憶にないそうです。不幸にして突然命を奪われた子供さんは、言葉に言いあらわせないほど気の毒でかわいそうです。また、PTSDという障害を持たされた子供さんも苦悩を背負って生きていかなければならず、実にかわいそうです。

その後この事件に類似した事件が各地で起こっており、高校にまで波及しております。いつ、どこで、何が起こるか分からない世の中になってきておりますが、そのような悲しい体験を絶対にさせてはいけないのではないのでしょうか。未来を担う子供たちは、安心、安全な教育施設で教育を受ける権利があると認識しております。もっともっと命の大切さをしっかり認識し、そのような不幸な事件を絶対に起こしてはいけないし、起こさない防止策をみんなで考えていかなければならないのではないのでしょうか。そこで、次の2点についてお聞きいたします。

第1点目、学校の日常生活における防犯訓練の実施状況についてお尋ねいたします。

次に、2点目は「さすまた」を使用した防犯訓

練の実施状況並びに「さすまた」の各教育施設への配布についてのお考えをお聞きいたします。

これで壇上からの質問を終わらせていただきます。ご答弁の方、よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 村川議員のご質問にお答えいたします。

海浜地域の観光事業の推進についてであります。脇野沢愛宕山海水浴場、かわうち・まりんぴーち、現在工事中の大畑の漁港環境施設について、これらを観光素材として生かせないかとのご質問であります。脇野沢愛宕山公園は、昭和51年に住民の憩いの場として整備され、隣接する愛宕山海水浴場は昭和58年度から平成4年度まで海岸環境整備事業として青森県が階段式護岸により人工海浜の海水浴場として整備されました。背後の緑地では、春から秋にかけてバーベキューなど楽しめるもので、家族連れに最適な海水浴場となっております。かわうち・まりんぴーちは、平成4年から国土交通省の補助を受け、青森県が川内港海岸環境整備事業として工事を進めたものであります。平成9年度には、文部科学省の「いきいき・海の子・浜づくり」事業実施海岸に選定されております。「いきいき・海の子・浜づくり」というのは、安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育に利用しやすい海岸づくりを行い、青少年が海浜の自然やスポーツを楽しめ、また世代間の交流の場となる海岸の創出を目的とした事業で、計画のコンセプトも「地域の人の余暇生活の充実、潤いのあるまちづくりの形成を図るための海と親しむ空間づくり」とあります。また、大畑漁港内で県が実施しております大畑漁港環境整備事業は、親水施設として階段式護岸や砂浜の整備運動施設として多目的広場や砂浜広場の整備、また休憩所としてシャワー室を併設

したトイレが計画され、現在工事中であります。完成予定は、来年の7月ごろと伺っておりますが、これが完成いたしますと、この施設の管理は市が行うこととなりますので、他の海水浴場と同様に運営していくこととなります。これらの海水浴場は、地元の住民の憩いの場、あるいは児童・生徒のふれあいの場というとらえ方をしており、観光施設という考え方はしておりません。しかし、議員のご質問のように、観光素材としての活用方法も含め、ご提言を参考としながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

学校施設の安全については、教育委員会から答弁があります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 村川議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校の日常生活における防犯訓練の実施状況についてであります。昨年の平成16年度におきましては、市内小・中学校32校中19校で実施し、今年度は26校が防犯訓練や不審者の侵入を想定した避難訓練を実施することといたしております。その内容も警察署員等の専門的知識を有する方を講師に招き、具体的な事例の紹介や実践的な対処方法を指導していただいたり、「さすまた」などの防犯器具を実際に使用して、その使用方法の習熟を図るなど、より防犯効果の高いものを目指し、各校の実態に即した訓練が予定されております。教育委員会といたしましても、何よりも児童・生徒の安全確保を最優先に位置づけ、防犯訓練のより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、「さすまた」を使用した防犯訓練の実施状況並びに「さすまた」の各教育施設への配布についてであります。現時点で15校に「さすまた」

が準備されております。また、警棒等の「さすまた」以外の防犯器具を含めると、18校に防犯器具が準備されております。先ほど申し上げました防犯訓練のほとんどが、これらの防犯器具を使用した実践的なものとなっております。さらに、こうした各校ごとの防犯訓練に加え、むつ市生徒指導連絡協議会や県の防犯研修会等の場で「さすまた」等の防犯器具を使用した研修も定期的に開催され、毎回多くのむつ市内小・中学校の教員が研修をいたしております。

一方、日常的な防犯活動といたしましては、教職員による校内及び校地周辺の巡視、授業時間中の玄関施設による来校者の一元管理等が実施されております。また、むつ警察署並びに各交番、派出所職員の皆様方のご協力をいただき、警察官の学校周辺のパトロールの強化や学校への立ち寄りも実施されております。不審者侵入に対する大きな抑止力となっているものと考えております。

教育委員会といたしましても、防犯器具の全校における準備を目指し、努力する一方、不審者対応に関する情報提供を正確、即時に行うなど、子供たちの安全確保に最善を期したいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 8番。

○8番（村川壽司） 第1問の質問ですけれども、よくわかりました。ただ、青い海、そして緑いっぱい森林に囲まれた新しいむつ市、どこを位置づけても観光地になり得ると思います。この中でも特に三つの海浜地域を私自身注目したわけです。先ほどもお話がありましたように、学校教育の場として、また子供たち親子で体験できる施設など、数多くその周辺にあります。宿泊施設も十分あります。脇野沢の宿泊施設もすばらしいところがたくさんあります。いい場所ばかりです。そういう意味で6月27日のむつ市政だよりも、「新



むつ市を知ろう！」という体験学習ツアーが計画されているのが載っておりました。中心が脇野沢方面ですけれども、まず地元の子供たち、地元の親子に体験してもらおうと新むつ市全域に呼びかけております。大変素晴らしいことです。そして、それをさらに他の地域に紹介し、むつ市、下北半島に足を運んでいただき、観光の活性化につなげていけばいかがでしょうか。そして、来年夏にオープンされる大畑の海浜公園を含め、建設過程においてはそれぞれの担当が違っているわけですが、最終的に窓口がどちらになるのかも教えていただければと思います。

さらには、旧むつ市に海水浴場が、教育委員会担当でシーズンになれば4カ所設置されます。その担当も一緒になれるような形に窓口が決まりましたら、その窓口で一緒に管轄されてはいかがでしょう。ただ、昨年度の旧むつ市の海水浴場の利用状況を数字で申しますと4カ所で3,246人という非常に私から見れば低い、少ない数字だなど、もっともっと海で遊ばせたいなど、そう願っております。まず、その点についてお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 管理は、2通り考えなければいけないと思います。ご発言の内容にあります海水浴場は三つに分かれて、それぞれ脇野沢地区、川内地区、大畑地区にあるわけでありますから、直接的な管理は各分庁舎が行う。工事を施行した者がそれぞれ違うわけでありますので、自然の立地を活用している海水浴場ではなくて、整備を進めてきて海水浴場として提供しているという歴史的な背景がありますので、これらを再検討して、横断的に管理をするセクションをつくらなければならぬだろうと、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） 8番。

○8番（村川壽司） ありがとうございます。

私もある時期、川内の野平に1年、脇野沢の愛

宕山公園の教員住宅に4年住んでおりました、その間自然のすばらしさを十分堪能できました。観光スポットとしてぜひ売り込んでほしいものです。

次に、第2の質問について再質問させていただきます。大変困った問題が今起きているわけです。幼稚園、保育所を含めた教育施設でも、不審者侵入の防止策には困り切っていると思います。今の段階では、教育委員会、教育施設、警察署等相互に連絡を密にし、情報交換し、絶対事件に遭わせないように、そして事故を起こさないようにしなければなりません。

参考例ですが、むつ市の姉妹都市であります会津若松市では、福島県退職公務員連盟会津支部の人たちが3年前から取り組んでいる子供たちの登下校時の見守り活動、公園等での声かけ等の運動が急速に広がっているそうです。そして、個々の会員の声として、「それをやってみて、やりがいのある活動だ」と。「地道であるが、長く続けたい」、「子供たちから元気をもっている」、「子育ての支援の一環だ」と、そういう会員の声がありました。むつ市にも同じ連盟のむつ支部があります。会員は、退職された先生方です。日常退公連と言われている一つの親睦団体です。さらに、同じ先生方がほとんど所属しているもう一つの団体、青森県教育厚生会退職互助部下北支部があり、こちらも会員は先ほど言った先生方が中心でございます。恐らくこの先生方も、今この放送をエムエムアジュールで聞いておられるかと思います。そういう先生方に対して、防犯対策の趣旨をお話しし、協力をお願いしてみたいはいかがでしょう。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいまの会津若松市の例を挙げまして、そういうことをやっている地区もあるのだなということを今改めて感じたわけでご

ざいですが、村川議員が今例を挙げてくれましたけれども、このむつ下北にも退職の先生の互助部という下北支部がございまして、多分これまで退職された小・中・高の先生方、あるいは教職員の方、六百五、六十ぐらいいるのではないかなと私は思っているのですが、そうしますと下北一円に退職された先生方が居住されていると思っておりますが、私も幸いといいたいでしょうか、ここ三、四年ぐらい前から退職互助部の先生方の1年に1回の総会にお招きいただきまして、お祝いの言葉を述べているわけですが、その中で毎年我々10年前、20年前の学校環境といいたいでしょうか、子供を取り巻く環境が相当変わってきたということとを例に挙げてお話しするわけですが、そういうことで先ほど申しましたように、昔ば「さすまた」などというようなものは学校の中にあるはずもないし、それをどう取り扱うかなどということは考えたことがなかったわけですが、先ほどの池田小と同じような形で絶対に安心ができない時代に来ているわけですので、当面そういうことも先生方をお願いしながら、訓練あるいはまた習熟に努めさせていただいたわけですが、そういうことで、やはり地域に退職された先生方が600名以上もいらっしゃるわけですが、中には町内会長さんをやられた方、健全育成に努めておられる方々、あるいはまたサークルでいろいろな文化的な活動をリードされる方がいっぱいいらっしゃるわけですので、改めてそういう場を利用しながら、子供たちを絶えず日常的に見守っていただけるようさらにお願ひしてみたいなと思っておりますし、それから退職されているわけですので、強制というか、強いお願ひというのはできないわけですが、やはり今の子供たちが置かれている実態を十分お話ししながらご理解を深めていきたいと、こんなふうに思っていますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下順一郎） 8番。

○8番（村川壽司） 大変ありがとうございました。よろしくお願ひします。

最後に、私が今までの定例会一般質問でお願いした中から、運動公園の街灯の設置、大畑陸上競技場にはすばらしい街灯というか、電灯がついております。運動公園の、特に陸上競技場の方の街灯の設置を早くお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、市民プールの荒廃状況を早く解消することを再度お願ひいたしまして、これは要望ですので、お答えは求めません。その2点をよろしくお願ひしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、村川壽司議員の質問を終わります。

午後1時まで昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂井一利議員

○議長（宮下順一郎） 次は、坂井一利議員の登壇を求めます。36番坂井一利議員。

（36番 坂井一利議員登壇）

○36番（坂井一利） 川内会派の坂井でございます。

本題に入る前に、このところ議会の中で固有名詞についてちょっと気になっていることがありましたので、20秒だけお許し願ひたいと思ひます。

というのは、宿野部という地名なのです。川内会派の人たちもシュクノベと言うのだけれども、市長も1回目はシュクノヘと言っておられたのですけれども、2度目からシュクノベと言ったので

す。正式にはシュクノへでございますので、皆さん、よろしく申し上げます。教育委員会等の方にもそのようになっておりますので、昭和以降ずっと学校関係の方でもシュクノへという形で教育してまいりましたので、ご認識の方、よろしく願いいいたします。

では、一般質問の方に入らせていただきます。私の方からは、林業の再生と雇用の拡大ということで、今まで澤藤議員、その他濱田議員、大澤議員が質問しておりますが、私も昔は林業の方に一時期携わっておった者でございます。お話によると、市長もそういう経緯があるということでしたので、大体考え方としては共有するものがあるのではないかなと思ひまして、それと今の現状の林業の状況を踏まえたうえで対策が何ができるかということをお尋ねしたいと思ひます。

下北地域としては、300年以上前から木材で恩恵をこうむってきた地域でございます。昭和36年の木材の自由化、その流れの中で昭和四十数年になってから外材が一遍にふえてきたと。それで、木材のピークとしては、一番値段が高かったのが昭和50年ごろなのですけれども、今現在は当時の2割程度、40年前の価格まで落ち込んでいると。その要因は何であったかとなると、世界情勢の流れの中で木材市況、それと日本の海外との為替相場の流れで大きな変動がありまして、国内の林業が立ち行かなくなったというふうな今の現状があるわけなのです。そこで、再生の策としてはどういふことがあるのかということでは何か市長の方としてもそういう考えがあるやなしやと。国の政策は、ここのところ何日かの間にいろいろ国・県、包括的な形ということで先ほども大澤議員の方に答弁しておりましたけれども、実際に林業を一つのものとしては再生がなかなか難しいという現状もあります。では、先ほど市長が答弁した包括的という形のものは何を意味しているのか、その辺

を含めてお尋ねしたいと思ひます。

それと、今競争力がないという形のものや育林に経費がかかり過ぎるという問題と、さらにそれに加えて自然条件がいろいろと海外においても違いがあるわけで、日本の賃金が高いために余りにも育林に金がかかり過ぎるという形のマイナス面もあるわけなのです。だから、今の流れの中で、では何が再生可能かと。今いろんな形で国の政策でボランティア等、もちろんいろんな政策がやられております。また、各県でも里山保全事業とか、国ではまた国民参加の緑づくりというふうな形で森の再生に援助をするという形になっております。そこで、先ほどお尋ねしたように、むつ市としては再生として雇用の拡大を含めてどういふ策があるか、お示しできることがありましたら教えていただきたいと思ひます。

まず、以上で1回目の質問は終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 坂井一利議員のご質問にお答えいたします。

林業再生と雇用の拡大についてのご質問ですが、坂井一利議員ご指摘のとおり、近年の森林、林業、木材産業を取り巻く環境は、国産材需要の減退、長期に及ぶ木材価格の低迷などによる採算性の悪化、また林業従事者の高齢化に伴う労働力不足など極めて厳しい状況にあります。特に林業の採算性の悪化による生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、あるいは不在化などを背景として適時適正な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の把握や林道などの整備活動が十分行われない人工林が発生いたしております。このままでは国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すおそれがあるということから、国では平成13年に森林・

林業基本法を制定しております。この基本法に基づきこれまでの木材生産を主体とした政策から森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策へと転換することとなり、平成14年度から森林整備地域活動支援交付金事業を開始いたしております。この制度は、森林施業計画を認定している山地の人工林の杉などの35年生以下の実施区域の明確化事業など、森林所有者の地域活動に対する交付金でありまして、川内地区が平成14年度から平成18年度まで実施することとなっております。

また、雇用対策として、国の緊急地域雇用特別交付金を活用し、平成11年度から平成16年度までの間、緊急地域雇用創出対策事業で市有林の除伐、間伐等を実施いたしました。本年度は、川内地区において育成単層林整備事業、銀杏木地区及び穴畑平地区公団造林事業を実施することとしております。

また、国・県の補助制度を活用し、荒廃している里山を再生するための活動を通じて雇用を生み出す考えはあるかとのご質問であります。里山は昔から地域住民の日々の生活や農林業生産に密接なかかわりを持ち、きめ細かく管理利用されてきましたが、近年は放置され、荒廃が進み、地域を取り巻く環境は悪化してきております。このため千葉県などのように、県単独事業として里山保全整備活用事業を実施し、一般市民やボランティア等を活用し、地域住民が自ら実施する里山整備活動等を支援しているところもあります。里山については、これからさらにこれを再活性化させるための施策を考えていかなければならないと強く感じているところであります。

下北地方森林組合では、去る6月20日、6月23日の両日、川内町銀杏木公民館、下北文化会館の両会場において林業経営者を対象に県及び市の職員も出席して受託森林経営や造林補助制度について

の地区懇談会を開催しております。この懇談会も森林を活力のあるものにしようというねらいを持ったものと考えます。現在国では、地球温暖化防止の対策として新しい補助事業を設定しておりますので、これらの会合や下北地域森林林業活性化センターを通じて活用できるものであれば積極的に取り上げ、地域林業の再生に役立てたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 36番。

○36番（坂井一利） 先ほど答弁した流れの中で、森林そのものだけに限定してお答えになりました。私質問の中で包括的という政策のもとにやらなければだめだという答弁が前の議員の方に答弁しておられましたので、その件に関しまして再度確認いたします。建設部長の方にもお尋ねしますが、今むつ市におきまして、公共施設が鉄筋等で作られたものがどのくらいあるのか。また、近い将来改築を要するものがどのくらいあるのか、その辺のところもまず最初にお尋ねしておきます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

木造、非木造という分け方をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

全体で153棟ございます。その中で木造が88棟、それから非木造が65棟でございます。ちなみに、川内地区を申し上げますと、40棟のうち34棟が木造建築でございます。パーセンテージでいきますと85%と、かなりのものが木造建築となっております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 36番。

○36番（坂井一利） 今お答えいただいたように、木材市況が非常に苦しい流れの中で、では行政がお手伝いできるものは何があるだろうということ考えた場合、けさほどの新聞にも県森林整備事

業協同組合ですか、きのう三村知事の方に新幹線の  
新駅について木造建築をぜひともお願いしたい  
というふうな形で新聞に載っておりました。今林  
業だけのものでもやりますと無理があると。では、  
それを手助けするのが何があるとなると、これか  
らつくる、また改築するものをできるだけ木造に、  
せめて川内ぐらいに八十数%ぐらいまで持ってい  
きますと林業の助けの一つの材料になるのではな  
いかと。まず、その点を、そういうふうな形でや  
る意思あるやなしやということもお尋ねしておき  
ます。

それと、このたび国有林だけクローズアップさ  
れてまいりましたけれども、土地の形成は主に国  
有林があって、民有林があって、農地があって、  
住宅があると、そして海と、大ざっぱに言ってこ  
ういう流れになっておりますが、先ほどおっしゃ  
いましたけれども、民有林が非常に荒れておりま  
す。さらに、農地も荒れております。もう杉林、  
次はもうさらに杉林が迫ってくる、それに今度は  
雑種地といいましょうか、放置した耕作地。うち  
の裏が、自宅の裏がすぐやぶというふうな形で、  
猿の問題等も前から出ておりましたけれども、人  
間と動物との境がなくなってきたわけなのです。  
だから、今猿のことだけこのたびありますけれ  
ども、これからクマ、それからカモシカ、こう  
いうものが頻りに集落の中に入ってくると。特に  
クマは、もう庭に入ったりして、特にトウモロコ  
シのできるときになりますと、それが激しく出没  
すると。それらも含めて防ぐためにも、どうして  
も全体的な形で見直して山を整備する必要がある  
のではないかなと。それには、何回も議論になっ  
ております後継者の問題とか資金の問題とか、そ  
ういうものがあるわけですから、国の方では森づ  
くりに対してという形で交付金をつくってある  
と。ただ、県の方がまだ現実にのってられない  
という部分もあるわけなのです。いろんな資金を

精査しながら、組み合わせながら県を動かし、国  
を動かすという形のことができるかどうかという  
ことなのですけれども、それをなし遂げないと森  
林の再生がなかなか難しいという形のものがある  
と思いますので、その辺の答弁もひとつお願いい  
たします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） いわゆる森林については国も  
少しずつ考え方を変えてきていると私は認識をし  
ております。特に国有林については、かつては特  
別会計を維持するための、火災が発生して大火に  
なって木材需要がふえるというような古い時代の  
発想が原点になって森林というものを見てきた。  
確かに下北の森林を見ましても、函館大火であり  
ますとか、震災の復興でありますとか、戦災の復  
興といったようなものに多量の木材が使われてき  
たという時期がいわば下北の山の一番元気のいい  
時期であったと。しかし、今日建築材に使われて  
いる木材の割合がどんどん低下してきておる。特  
に一時的に国が森林伐採後に杉を次々に植えさせ  
たという歴史の中で、山が今日的に持っている意  
味が非常に薄くなってきたと。木材では、もう資  
産として評価することは無理だと。

私有林でも同じ現象が起きてきているわけであ  
りまして、国が管理している森林がそういう疲弊  
した状況にある、ましてや私有林は自分の金をつ  
ぎ込み、自分の労力をつぎ込んで慈しみ、育てて  
お金になるのを楽しみにする。今の預金金利と同  
じでさっぱりふえない資産価値、こういう時代に入  
っていることがまず経済の原則がそのように働  
いているということしか言い得ないと思うのです  
が、私は国が変わっているということを申し上げ  
ましたのは、まず京都議定書の決め方の中に森林  
の力を信頼するということが我が国の一つのケ  
ースとしてあります。ただ、これが森林のいわゆ  
る先進国に比べると、まだ今実際のところは緒に

ついたという言葉を使っていいのかわからない状況にある。子どもが姉妹都市にしておりますワシントン州のポートエンジェルスというところに行きますと、これはオリンピック国立公園といいまして、青森県と大体同じくらいの広さの面積を持った国立公園なのですが、その90%はやはり森林ですが、ほとんど人工林です。表示がされております。この山林は、いつ切って、いつ植えた、樹種は何であるというようなことが書いてある。ところが、どういう形で管理しているかまでは、私踏み込んで確認していませんが、恐らくこれは州政府がやっているか、そうでなければ市有林なのかなという思いもするのですが、大体州の感じでしょう。我が国もそこら辺まで歩みを進めてもらわなければならないと思いますが、そのポートエンジェルスに製紙工場があるのですが、今パルプを使って紙をつくる時代ではない。古紙の再生をした方がより合理的であるというふうになってきている。ですから、パルプというものが今やカナダに一步譲ってしまっているという状況があるようではありますが、チップにしたものを運んでくる。チップにしたものを運んでくるということは、3分の1空気を運んでくる。それでも日本に来て売ると採算が合うということが、まことに我が国の木材資源がいかに高くついているかということを逆に表現しているのではないかと、こう思うわけであります。しかし、そういう国際的な環境だけしゃべっているわけにいかないのが今我々が置かれている状況だろうと思います。

民有林についても包括的という言葉はそういうことでありますが、救済する制度を確保してもらいたい。私は、森林組合の合併が進められた理由の一つは、間違いなく財政状況を維持するためのものであったとは思いますが、もう一つは森林組合の大きなテーマは、市有林を活性化す

るという機能を国が付与してくれなければならないだろうと、あるいは県が力をかけてくれなければならないだろうという思いであります。山を持っていても、ここに一生懸命手入れしている人が1人いらっしゃいますけれども、全体的に見渡しますと、ほとんど放置林という形になっている。こういうことに対して、京都議定書を守るという一つの大きなもの、例えば炭酸ガスを発生するのが都会であります、工場であります。原子力発電所をつくっても原子力発電所も炭酸ガスを出すのです。原子力発電所をつくるために相当多量の炭酸ガスを発生させる、こういうことがあります。こういうことにきちんと目を向けて、国の縦割り行政ではなく、国が日本という国の政治を、政府を握っているのだということを考えて、トータルで我が国の京都議定書を守る、そして自然を守る、地域を守るというところに留意してもらい、対策を講じてもらう必要があると考えるところであります。

川内、申すまでもなく非常にしっかりした林業会社でもってきた地域であります。今かつての勢いを感じられなくなったという気持ちもいたします。そういう中で国有林、私有林、あるいは共有林は少しはまだ生き残る力を持っているようでもありますけれども、そういうことを考えなければならないのではないのでしょうか。

里山に関しましては、これはお話の中にもございましたように、クマの出没を防いできたのが里山であります。里山というのは、私は言葉の上でしかわかりませんが、今武蔵野で里山を大事にしている農家が出てきていると。枯れ葉を集めて肥料にして自然農法をやる。それが今畑をつくるのに葉っぱで肥やしをつくるなんてだれもやれやしない。農協へ行って農薬買ってきたり肥料を買ってきた方が早いのです。それが里山を荒れさせている一番の大きな理由だろうと思います。共

有物である里山をお互いが力を出し合い、汗を流し合ってつくっていく、決して守るという心ではなくてつくるのだという、そういう気持ちを持っている地域が減ってきておる、これが里山を荒廃させている理由でしょうと思います。

先ほど私からも申し上げましたし、坂井一利議員もおっしゃっていましたが、特定の県で里山を守る運動に金を投入している。でも、やってきているのはボランティアであります。里山の持ち主がどこかそっぽを向いていて、よその人が来て里山を守ってくれている。それに県が金を出している。発想が全く違うわけではありますが、こういう状況から抜け出すには、やはり公の金で管理をしてもらうしか仕方がない。クマにしてもカモシカにしても猿にしても、猿はいささか問題が違いますけれども、本来は山のもので、山を荒れさせて、山で腹を満たすことができなくなったこれらの動物が里におりてきている。その中間にあった里山が荒廃しているの、やすやすと村まで入ってくる。この考え方を推し進めていくと、国有林以外の森林も国に大きな力をかけてもらわなければならないのではないだろうか、都道府県が力を出さなければならないのではないかと、その機微に接して市町村が努力をしなければならないのではないだろうか、このようなことを考えるところであります。

○議長（宮下順一郎） 36番。

○36番（坂井一利） 先ほど公共施設をこれから木造棟に、そういう考えがあるかということをお尋ねしたわけなんですけれども、どうも一言もお答えいただけませんでした。それを再度お願いいたします。

それから、民有林、例えば先ほど出た会社等で、それから森林組合とか、そういうところで売られているのは3年前の平成14年からですか、1町歩以上とか、そういうふうな形で、それに対しての

補助金等が出て、30町歩以上のものを整備していくという形でやられていますよね。私がお話ししているのは、先ほどから国民参加の緑づくり活動推進事業というふうな形のものなのです。これは、今ボランティアでやられている。ボランティアでやられてもお金はかかるわけなのです。もちろん機材もかかれば油代もかかると。そういうものに交付金を出そうということなのです。これは、細かなことはわかりません。その制度はあるはずで、それを直接聞き及んでもあります。これは、県の方がまだ実際にはやられていないというふうな部分がありますので、むつ市から発信して県を動かすという、それによって山を整備すると、それによってももちろん間伐材も公共施設等に変えていくと。

それから、長野県でおやりになっていらっしゃるもので、この前テレビでやっておられましたけれども、ガードレールです。これは、国土交通省の方で耐久的なものとかあらゆるもので認可がありまして、それが道路のガードレールとして木材を利用していると。そういうふうな方法論もありますので、先ほどから何度も言うように、非常に森林業者等も体力が弱っております。それに先ほどから何度もお話が出ているように、一人一人の個人の山林持ちの方々も自分で整備するという力がないわけですから、そういうふうな制度を利用しながら働く場所を確保するというのも一つですし、それは非営利団体が対象となります。ただし、そこによって切って放置するとなると、これも困るわけです。だから、その後ろには行政がついて、そういうものを利活用しながら持っていくというふうな方法の両方で組み合わせないとなかなか林業の再生が難しいのではないかなと思ひまして、改めてもう一度先ほどの件をお答え願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 公共建築物に木材を使うということは、これは地域の製材協同組合等からかなり強く申し入れられたのが20年前です。その間大分建物を建てました、旧むつ市でも。使ってくれというふうに私は歴代の建設部長に随分頼んできましたけれども、設計屋にやらせると、そういうものが入ってこないというのです。切歯扼腕というほどではないけれども、私もかつて木材を、製材所をやっていたということから非常に悔しい思いをしてきました。下北文化会館では、大ホールにヒバを使っていますが、これくらいのものでしょう。ですから、これからの新しい公共建築物、現在やっているのが三つほどありますけれども、なかなか木材を使うというふうな発想になり得ない。川内のケースは、非常にうらやましいケースです。そういう思いを抱いております。

其他のご発言の中でお尋ねがあったことについては、経済部長から答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 市長答弁に補足をいたします。

先ほど坂井一利議員の方から森林づくり交付金等々のご発言がございました。この交付金制度は、今年度創設されております。趣旨を見ますと、森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、多様で健全な森林の整備、保全を重点的に推進するとされておまして、この森林づくり交付金、これは国全体で44億円と聞いております。それから、もう一つが強い林業・木材産業づくり交付金、これが78億円予算がついておりますけれども、この強い林業・木材産業づくり交付金、この中身を見ますと、緊急対策事業で雇用した方々を緑の雇用担い手育成対策事業で再雇用した、その事業がございました。その事業も今年度で終わることになっておりますけれども、その財源を利用しながら、その緑の雇用担い手育成対

策事業にかわる新しい事業展開をしていくという情報を得ておりますので、その新しい事業メニュー内容をよく研究しながら今後考えていきたいと思っております。

それから、先ほどの森林づくり交付金、これはハード面、ソフト面がございまして、ハード面につきましては間伐等の促進事業等がございすけれども、議員のご発言のとおり、国民参加の森林づくり活動の推進、そのボランティア活動への支援やNPO等による里山林の自然文化体験活動の促進、そういった事業内容にも交付をされるようでありますし、それから里山林等を活用した健康といやしの森づくりのための体制整備のために使われるというようなこともできますので、その内容等々を研究したいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 市長答弁に補足させていただきます。

坂井一利議員のおっしゃいます木造での改築ということでございますけれども、実は川内の方で市営住宅の改築工事、これは平成15年から平成19年までの60棟の改築の計画がございました。このうちの22棟は平成15年、平成16年度で完成しているわけですが、これは木造で改築されたというようなことでございます。ですから、今後も残り38棟につきましては木造でということを考えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 36番。

○36番（坂井一利） どうも川内のことばかりだと思って勘違いしていらっしやるのではないかなど。旧むつ市も含めての話をしているわけなので。川内の場合は、例えば市営住宅、元の町営住宅ですが、2棟で1億円ちょっとなのです。それから、土木建築等も入りますと1億5,000万円ぐ



らいいっているわけです。それは地域の製材所、木材業者、また大工さん等いろんなものに非常に大きな貢献をしているわけなのです。先ほどから何度も私言っているように、むつ市全体のお話で木材林業のそういうふうな形のをやることによって木材業者の牽引車になれるのではないかと。直接的な形の援助は難しいでしょうけれども、その意味で私は包括的というふうな形のを市長の言葉じりをとらえてお話をしているわけなのですけれども、建設課の方でなかなかやってくれないと、残念に思っていると、川内がうらやましいというふうなお話をするのではなく、自ら率先して、この前濱田議員にもおっしゃったように、隗より始めよというふうな形で市長が答弁しておられました。どうですか、市長、英断をもって、そういうふうな方向にぜひとも持っていくようなよい返事はいただけませんか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 随分先の話になるのでありますが、市が建築あるいは改築をする計画を持っているのは、来年、再来年の話ではなくなってしまうのでありますけれども、川内の小学校でありますとか、むつ地区の第三田名部小学校でありますとか、学校の改築計画は今抱えております。それ以外のもので公共工事として発注するもの、今のところ計画はございませんが、精神を述べよとおっしゃるのであれば、私も坂井一利議員と同じように木材の利用、活用を図ってほしいという願いはずっと持ち続けている人間であるということをご理解を願いたいと思います。

それで、先ほどの市の声を県や国の方に反映させるようなことをする気はあるかと、こういうお尋ねでありましたが、当然ございます。これは、これまで下北総合開発期成同盟会、これらの会合の中でも前の北村知事の時代、木村知事の時代にもこのような発言をしまいいっておりますが、

ただそのときにはまだ国の制度が不完全であったと。現在では、県が踏み込めば何とかなるような状況を国の方で準備してくれている。この中で我々も今までよりもっと大きな声を出していくというスタンスをとりたいと、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） 36番。

○36番（坂井一利） ぜひそのほかにも、先ほど言った道路のガードレールを含めて、土木建築業者等とも相談をしながら、新しい方式を取り入れるのが大切だと思いますので、その辺も強く要望しておきます。一日も早くたくさんの木材が利用できるように何としても取り計らってほしいと思います。その辺のことを要望しておきます。

それと、林業の再生という形で、これはある学生が青山学院で藤森先生に出したレポートなのですけれども、この文章の中には、先ほどからずっとやられていました、市長が答弁した森林の効能とか、単層問題とか、そういうふうなものを全部書いてあるわけなのです。ただ若い学生が見た目で、彼女はいろんなところへ森林のボランティアに歩いている人なのですけれども、この藤森先生というのは非常に森林の形に造詣の深い方で本も出してあります。そこに出したレポートの中で、安価で便利だからといって外材や加工した外材使用は避け、安全な国産の木材を使うことで排出するCO<sub>2</sub>を、そこに生えた新しい木が吸収し、CO<sub>2</sub>の増減がなくなるからであるとか、それから林業にかかわる人々は非近代的流通システムを改善し、森林組合も営業努力をすることをとか、非常に若い女性が見た素直な意見が書いてあるわけなのです。木材業界だけはどうしたわけか旧態依然とした流通形態になっているわけなのです。だから、市長が森林組合の統合組合長をやられたとおっしゃいましたけれども、昔からここはどういうわけか素材生産ですよね。2次、3次の加工をほとんどしていないわけなのです。今例えば岩手

とかほかの方に持っていったとしても、原木で持っていくとコストがかかるわけです。だから、いかに2次、3次の加工をして付加価値を高めて持っていかというふうなことが大事なのですけれども、どういうわけか、もうずっと江戸時代からそういう流れがしみついてしまったのか、新しい形がなかなか出てこないのです。その辺について、何か林業家とか組合とか、協調しながら、アドバイスしながらリードをしていくというふうな形のもののが市長としては可能かどうかということもお伺いしておきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私の父親がフローリング加工をやったことがあるのです。ドイツのヒルデブラントという乾燥機を導入しましてやったのですが、失敗しました。大畑でも大畑単板という会社がありました。これは合板をつくっていたわけですが、これも資本力の大きなところに押されてしまうというような状況がありました。もう30年以上も前でしょうけれども、青森県の産業の一つの大きな存在感を持っている林業は、丸いものを四角にするか、板にするかしか加工をしていないと。そういうことを言われたのが、ほとんど40年前にそう指摘されていて、その中でいささかなりとも加工に取り組んだ試みがそれぞれ失敗している。失敗でなく、成功しなかったという言い方の方がよるしいのかもしれない。そういう状況で一昨年能代で東北市長会がございました。あそこは、大学の附属研究所がありますし、能代のまち全体がいかにして木材に付加価値をつけるか、こういう努力をしています。木材とその加工品でつくられた住宅を展示しておりまして、これらは何年加工まで施してあるので、非常に堅牢であると同時に火災にも強いと。もちろん防災のための対応もしています。

こういう先進例がそんなに遠くないそばにある

わけでありますから、これはもちろん我々の小さな自治体でそんな大きな研究をするということとはできないわけでありまして、秋田県が木材に対して非常に強い熱意を示しているということのあらわれであると思います。あれは、県立大学の附属研究所ですから、かなり思い切ったことをやっている。そういうケースを少し学びたいし、その精神を県政の中に取り込んでほしいなという思いはいたします。でありますから、今やもう能代の場合は新しい木材で新しい素材に変えていくという試みと、それからツーバイフォーだとかプレカットだとかと言われるようなもので進む建築テクニックを新しくするというのは、もう日本でも定着してきておりますから、それらについては秋田県が失敗をいたしております。秋田県でアキタスギを使った木材というのを東京で売り出して、お金がどこかへいなくなってしまったというケースがございますけれども、そうではなくて、そのような新しい木材を強い、使いやすい、そしてきれいな素材として作り出していくという秋田県の試みは非常に注目に値するものだろうと思いますので、そのようなことを、繰り返しになりますが、県の方に訴えていく必要があるのではないかと、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） 36番。

○36番（坂井一利） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

森林を整備しておくことによって、海外の、例えばお隣の中国とか、これからより発展が見られるインドとか、そういうふうなところが発展してくるに従って木材の需要が高まってくると思いますので、それまでにある程度対応できるような形に山を整備しておけば将来的にいい方向に向くのではないかと思いますので、一日も早くそういうふうな形でおやりくださることを願って、ここからの質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これで、坂井一利議員の質問を終わります。

2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東 健而議員

○議長（宮下順一郎） 次は、東健而議員の登壇を求めます。35番東健而議員。

（35番 東 健而議員登壇）

○35番（東 健而） 川内の東でございます。新市になり初めての一般質問でございます。私は、第184回、新生むつ市誕生における初めての定例会に臨み、これからの合併した新市全体の課題であります将来ビジョンの策定と活性化対策について、市長は現在どのような展望と見通しを持っておられるのか、まことに借越ながら、総合的な見地から政策に対する提言と対策、これからの新市の活性化の可能性を含め、8項目について質問させていただきます。

まず、第1番目であります、財政再建計画と現状認識についてであります。新市になって約3カ月余りになりました。財政規模は大きくなり、人口も多く、面積も広くなりました。しかしながら、累積債務も膨大なものになり、赤字財政再建団体に転落の危機がうわさされています。旧市民に約束した電源三法交付金の還元が中止になったばかりであります、マスコミの報道で、財政危機は事実かどうか、市民は疑心暗鬼になっていきます。

合併後の予算審査特別委員会で累積債務も400億円を超えたことが説明されました。本議会

の初日に市長は、提案理由の説明の中で、平成16年度の単年度累積赤字額は22億7,755万2,000円であると言っています。むつ市では、既に赤字再建団体に転落しているのではないかというニュアンスのもとにマスコミに取りざたされています。私は、監査委員ではありませんので、出された書類で判断するしかありませんが、実際のところどうか伺っておきたいと思えます。

また、数日前、2日の日程で大畑、脇野沢、川内の住民に現在の心境を聞いてまいりました。合併により旧町村部での交付金、税収が確約されましたが、新市のこのような財政状況の中で旧町村民は早くも自分たちの納めた税金はすべて赤字へ投入され、予算も大方が市部だけの大型予算に投資されるのではないかと、町村部への予算は削減され、過疎に拍車がかかり、住民の生活はますます苦しくなっていくのではないかと心配しています。合併後旧町村部では、建設業者や土建業者の仕事が激減し、雇用機会を奪われた労働者たちが行く当てもなく家にいて心細い生活を余儀なくされています。急激に活力が衰え、お年寄りたちだけが目立つようになり、生活不安は増大、若者たちの地域離れが加速し、残された子供たちは仕事にもつげず、フリーターやニート化している姿が目立ち始めてまいりました。中央では、景気が回復基調にあると言われながら、地方ではその傾向も見られず、6月の初めのことですが、自殺者の数がとうとう7年連続で3万人を超えたことが報道されていました。このままでいくと、追い詰められる状況が生まれるような気がしてなりません。今までにも私は時折町議会でこの雇用対策を質問してまいりましたが、新市になってからも現在中間貯蔵施設依存にのみ奔走している姿ばかりが目立ち、市民に対する有効な将来像がさっぱり見えてこないのはなぜでしょうか。

人口減少の一途をたどっている現在、どこも景

気の底冷え感があり、雇用の場の創出と定着、促進のための活性化対策が早急に求められています。今6万7,000人になりました新市民は、行政に対してどのような観点から何を望んでいるのかという論点を踏まえて、市長は今合併した新市全体の市民の生活の現状をどのように認識し、どのような財政再建計画を考えているのかということをお尋ねしておきます。

次に、2番目といたしまして、新市の長期総合計画についてであります。4月18日から19日に行われました新市常任委員会合同視察で、私は旧4市町村の長期総合計画書を事務局のご配慮により取り寄せていただきました。ここに計画書がございます。これを拝見させていただきましたが、むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村の旧自治体でも現実の地域の課題を着実に把握し、それに対する考え方、地域振興策としてはまことに見事ですばらしいものがあります。しかしながら、内容の多くはあくまで希望的観測のものが多く、この計画を実行するとなると莫大な予算が伴うということも否めません。まことに遺憾ながら、現実のこのような新市の台所事情からかけ離れた計画では、実現するのは大変難しいと言わざるを得ません。たとえ実行したとしても、大方が将来累積債務として市民の重荷になってしまうことが懸念されます。まず、これからの新市の総合計画はできるだけ負担を軽くし、市民のためになるよう投資対効果に重点を置きお考えいただきたいということを初めに要望しておきたいと思います。

また、合併協議会の場に提示されていましたが、この内容を拝見いたしましたも、確かにそのできれば説明を受けた者にとっては夢と希望があふれんばかりの内容になっていました。しかしながら、緊急を要したからか、具体性に乏しく、美辞麗句で固められ、納得しがたい感じを受けざるを得ま

せんでした。せっかくつくったビジョンの効果もなく、説明のためにだけ使われたような気がし、今では期待できず、これではまことに絵に描いたもちと言わざるを得ません。

そこで、今まで旧市町村でまとめてきた地域の長期総合計画を今後どのように活用していくつもりなのか、新市全体の総合計画についてどのような施策の展開を考えているのか、2点についてお答えいただきたい。

質問の1点目といたしまして、一体感と整合性についてであります。今まで旧市町村で地域独自の総合計画をつくってきたようではありますが、これからは新市全体の総合ビジョンとして一体感と整合性についてどのように構築していくつもりなのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、予算の張りつけについてであります。旧市町村の長期総合計画を集約すると、予算的に相当な無理が生ずるような気がいたします。これらすべてを予算化するのか、また厳しい財政状況の中、どのように予算を張りつけ、配分していくつもりなのか、また計画の新規練り直しがあるのかどうかお伺いいたします。

次に、3番目でございますが、津軽海峡軸構想への取り組みについてお伺いいたします。去る6月1日の東奥日報に「海峡大橋要望続ける」との見出しで、津軽海峡軸構想推進市町村協議会が青森のウェルシティ青森で開かれ、この席で市長は、「本年度は橋りょう建設の専門家を招いて勉強会を開くなど、調査・研究を進めたい」と語った」と書かれておりました。また、昨年4月21日の同紙の記事に、県の大橋建設中止を受けて対応を協議した結果、今後も組織を存続させ、陳情活動などを継続するということが書かれておりました。この会議の会長はむつ市長で、総会には津軽、下北両半島の32市町村長らが出席したそうですが、この席で県企画政策部の次長が大橋事業

中止に至った経緯を説明し、県の方針に理解を求めたとあります。出席者からは、県の方針転換に批判の声が上がり、さらに協議は今年度、平成16年度であります。国など関係機関に陳情を行う予定だとありました。このことから、トップがかわったことで県との歯車がかみ合わなくなり、今後このビジョンが白紙に戻り、全く進展がなくなってしまうということですが、この構想は北半島全体が原子力半島となることを懸念した前知事が、半島の住民を放射能汚染による孤立から住民を待避させることをも含めた目的で考えられたものであります。それがないがしろにされたものと判断せざるを得ませんが、この壮大なる夢は長年顧みられることのなかった半島住民の出稼ぎの解消、雇用の場の確保と定着の促進が見込まれ、両半島の交流、さらには観光産業の活性化を生み、多大なる経済波及効果をもたらすものと期待されていた住民の悲願であります。

県の財政が逼迫しているということはよくわかります。しかしながら、県の姿勢は財源不足だけを理由に今まではぐくんできた両半島の住民のささやかな将来展望や願望まで切り捨て踏みにじろうとしているような思いがいたします。かけたはしごを外され、県民である我々の切実な悩みと苦しみ、閉塞感でただならぬ思いをしている両半島民の気持ちを無視しているのではないかという疑いさえ抱かずにはいられません。また、今から十数年前のことではありますが、この津軽海峡軸構想の県への提言者の一人として、構想の断念はいたたまれない寂しさが残ります。このままでは半島の住民は夢も希望もなく、生きがいさえ失いかねません。そこで、2点について市長にお尋ねいたします。

1点目といたしまして、断念の理由は経済的理由からだけなのか、それともほかに理由があるのかどうか。この構想が今までどのような形で国や

関係機関に陳情がなされているのか。

2点目といたしまして、海峡軸構想は何も架橋ばかりとは限りません。津軽海峡を利用することも含まれており、日本列島全体を眺めて、船で日本海から太平洋に横断できる場所は津軽海峡しかありません。いずれこの利用方法も提案してみたいと考えていますが、海峡がクローズアップされるようになれば、船舶の航行には待避港が必要であり、陸奥湾は天然の良港であり、注目されるようになってまいります。現在工業団地として整備中の大平埠頭も、海峡に面している大畑の大規模に造成した埠頭なども利用価値が高まってまいります。この機会に国策の原子力発電所や中間貯蔵施設の立地をてこにし、過疎法、半島振興法などと絡めて津軽海峡軸構想を利用した雇用の場の創出強化を図るべきときと考えますが、対する市長の見解をお伺いいたします。

次に、4番目ではありますが、クリスタルバレイ構想についてお伺いいたします。これも昨年3月23日の東奥日報の記事ですが、県や青森産業総合支援センターなどが主催のクリスタルバレイ2004が都内で開かれ、むつ小川原工業開発地域に液晶を初め大画面フラットパネルディスプレイ産業の集積を図るクリスタルバレイ構想の状況を報告し、本県の取り組みをアピールしたことが書かれておりました。会場には、首都圏の液晶関連企業から約300人が出席し、三村知事が「21世紀世界産業の中核的製造拠点形成に向けて」と題して現況を説明したそうであります。また、知事は、国内の液晶関連産業が一時期の情報通信技術IT不況を脱し、新規の大型設備投資の動きが活発化している中で、産、学、官が連携して産業立地促進への手厚い支援措置、研究体制の充実、人材育成機関整備を進めていることを強調し、クリスタルバレイは時代の要請にこたえることができる地域企業立地を強力にサポートすると述べたと

あります。また、6月3日の記事であります、「東北デバイス六ヶ所進出へ」「携帯電話などの照明に利用」「白色有機ELを量産」とありました。なぜ六ヶ所だけに誘致が集中するのでしょうか。これらの誘致対策も、また産業の空洞化が叫ばれている新生むつ市の過疎化対策として地方の雇用の場の創出につなげる喫緊の課題ではないかと思えます。

現在新市は、川内を含めて広大な土地を有する市となりました。産業の誘致と立地が十分可能になったわけではありますが、メーカー各社ばかりではなく、ぜひ県や国に対して強力に新市への産業振興と企業誘致の働きかけをしていただきたい。雇用の場が確保されれば、人口の定住が可能になります。雇用対策なくして少子高齢化に歯止めをかけることもできず、税収不足が加速し、新市の台所事情はますます悪化し、活性化はあり得ません。県や国との協議や情報収集、どん欲に新市のアピールをすることなども行政の仕事と思えますが、県との共同歩調も含めてクリスタルバレイ構想に対しての市長のお考えをお伺いいたします。

次に、5番目ではありますが、燃料電池企業の誘致対策についてであります。市長は、燃料電池についてどのような認識をお持ちかわかりませんが、今やこれは世界じゅうが開発にしのぎを削っている究極のエネルギーと言われているものがあります。大ざっぱに言えば、これはガスを分解して酸素と水素を取り出し、化学反応させて水と電気を取り出すコージェネレーション発電システムの研究であります。

ことしの2月16日、温暖化対策のための京都議定書が発効になりました。この対策の一環として、二酸化炭素を減らし、環境に優しいエネルギー源として注目されているものですが、これが近年に至り実用化されつつあります。なぜこれが今注目されているのかと申しますと、燃料電池は自分の

使う電気を自分でつくることができるという画期的なメリットがあるからであります。昨年12月16日の産経新聞によりますと、都市再生機構では、ことしの3月から公団住宅に燃料電池が導入されることが掲載されておりました。ただし、今の時点では1世帯当たり1億円のコストがかかるということであります。また、ことしの4月9日の東奥日報の3面に、新首相公邸にこの燃料電池が導入されたことが掲載されておりました。商用では、実用化されたのは世界初ということで、すばらしいことでもあります。今のところ他のメーカー各社も実用化が間近で、これをいかにローコストで販売するかが課題となっており、実現すると経済波及効果には絶大なるものがあります。今まさに経済並びに産業の革命前夜と言っても過言ではありません。

ことしに入り、私はインターネットで燃料電池とハイブリッド車について調べたことがありましたが、そのとき日本の自動車メーカー各社は、アメリカでハイブリッド車を現地生産するということが書かれており、さらにリンクして非常に驚きました。アメリカの現地で日本の自動車メーカー各社が150万人規模の雇用を見込んでいると書かれておりました。さらに、最近になり、ロシアにも進出することが新聞で取り上げられています。私は、このような雇用がなぜ日本でできないのか、景気の下降により、我が国の経済はこんなにも魅力がなくなってしまったのかという寂しさを感じたことがありました。しかし、これからの我が国は京都議定書によるCO<sub>2</sub>の問題をネックにして、少しずつスピードを上げて省エネ化へ向かって進んでいきます。化石燃料からの脱却を目指して、自然エネルギーとこれにかわる代替エネルギーの研究が重要性を増してまいります。やがては、燃料電池があらゆるところに使われ、自動車や民間住宅への自家発電設備が普及する時代がまいります。

す。3年前になりますが、政府は1万5,000件の燃料電池スタンドをつくる計画を発表いたしました。それを見越し、この最先端の課題に取り組んでいる多くの企業に働きかけ、研究機関と工場を新むつ市へ誘致するための構想を考えるべきときと考えます。

津軽海峡軸構想でも申し述べましたが、我が国の中で船で日本海から太平洋に横断できる場所は津軽海峡しかありません。これを生かさなない手はありません。下北半島は、周りを海に囲まれ、陸奥湾という自然の良港を持っています。最先端産業の技術の集積と世界への発信、産業の生産拠点づくりには最適の場所です。住民の期待に沿うべき努力を続けるときと考えますが、いかがでしょうか。

また、6月10日の新聞に、「洋上風力発電で脱「温暖化社会」」という記事がありました。海水から水素を取り出し、陸に運んで燃料電池向けに使うとのことですが、これを津軽海峡に設置したり海峡の海流を利用することも将来に向けた有望な発案ではないかと考えます。脱化石燃料対策では、長期的にはロシアからの天然ガスのパイプライン構想、メタンハイドレートの利用などもあります。これに向けた対策も加速していくと思います。活性化対策につなげていくには、まさに津軽海峡軸構想はうってつけの構想です。

前にも述べましたが、海峡ゾーンの大畑や関根などは、基地建設や企業展開のためには最も有能な場所です。今まで申し述べてきたことは、新規産業創造のため、なかなか理解しがたいものがあると思いますが、このようなときこそ産、官、学で連携し、最先端技術の研究機関を新市につくる計画を描いてみてはいかがでしょうか。湾岸ゾーンにもそれを拡大していくことができると思います。ハイブリッド車、燃料電池産業は、これが

らの世界の有望株で、どんどん高度技術化し、間もなく家電と同じ気持ちで簡単に個人で買えるようなものになってまいります。メーカー各社の次の目標は、一般家庭をターゲットにした燃料電池の生産販売に移ります。このニーズを求め、メーカー各社はしのぎを削っています。当てにならないものを当てにしてもどうにもなりません。ぜひこれらの研究機関や企業誘致を急ぎ、過疎の大畑、川内、脇野沢に張りつけ、この下北半島から世界のニーズに対応する製造拠点づくりを目指し、不況にあえぐ地方の若者たちの雇用の場を創出し、定着させる構想を考えるべきときと考えます。

光通信の影響で、今や情報分野では距離感が全くありません。ただいたずらに悩み、時を過ごしていることなく、迅速果敢に行動を起こし、メーカーばかりではなく県や国にも働きかけ、連動した雇用対策を考えるべきではないかと思いますが、この燃料電池企業の誘致と雇用対策に対する市長の見解をお伺いいたします。

次に、6番目でございますが、医科大学の誘致構想についてであります。旧むつ市の長期総合計画書を見ますと、市長は今海洋に対する問題と海洋大学の誘致をお考えのようではありますが、青森県を取り巻く医療の現場では、現在患者がふえているのに病院が診療所になったり、専門の医者がいなくなったりで医師不足が深刻化し、医療現場の不安が増幅しています。将来を見越し、今こそIT情報通信技術を導入した医科大学の誘致を新市に働きかける構想はいかがでしょうか。インターネットが普及し、医師の技術を習得したり免状を取るためには、今までとは違い、中央へ行かなくてもよくなってまいります。資金がかさみ、断念していた医学を志す学生たちに夢と希望と可能性を提供できると思います。新市には、恵まれた自然があります。学生を集め、この穏やかで静かな自然環境の中で勉強してもらうことも誘致のメ

リットになると思います。もしこれが実現すれば、青森県の人たちばかりではなく、全国から医師を目指す人たちがこのむつ市へ集まります。そして、ここから医師が巣立っていくようになります。医師不足で悩む必要もなくなります。人口の増加が見込め、地域の活性化に貢献できるのではないのでしょうか。現実には、なかなか厳しいものがあると思いますが、このような構想への投資は、たとえ資金がかさんでも市民は納得すると思います。費用対効果や行政の存続ばかりに資金を投入するのではなくて、住民のニーズを把握し、それに沿った的確な施策を展開していくべきときだと思いますが、医科大学の誘致構想について市長の所見をお伺いいたします。

次に、7番目でありますが、半島のアクセス対策と見通しについてであります。私は、この半島を活性化させるためには、あらゆることを想定し、対策を練っていかなくてはならないと思っています。構想の一つとして、とっぴな発想であります。将来下北半島縦貫道路だけでなく、海上自衛隊の空港滑走路を川内方面に延長して、国内民間機との共同使用を模索する必要性も生まれてくるのではないかと考えています。さらに、北海道への架橋は別にして、脇野沢から蟹田までの橋が必要になってくると思っています。それには、日ごろから下北全体の経済の活性化を目指し、継続したニーズを高める努力が不可欠であります。そうすれば、必ず陸奥湾循環型の両半島の産業の創造、観光産業の発展につながっていきます。JRの鉄路が不安定な現在、不便さから足が遠のき、半島は産業の活性化が見込めずにいるのが現状であります。この対策も急がなくてはなりません。

4月11日の東奥日報に、「都市住民に農山漁村生活の勧め」を国土交通省が支援する記事がありました。これからは、団塊の世代が定年退職を迎え、仕事を離れ、余暇を楽しんだり別天地を求め

る人たちも出てきます。これらの都市部の人たちを自然の多い地域に誘導し、田舎の廃屋利用や簡単な住まいを建ててもらったりして長期に滞在していただき、農業や漁業に親しんでもらうという取り組みに対して支援をするということでもあります。魅力づくりを急ぎ、これを利用すれば人々が通り過ぎていく観光ばかりではなく、この下北に少しずつ定着と滞在型の人口の誘導ができるのではないのでしょうか。受け入れ態勢を早急に整え、今地方の山林や農地が荒れ放題になっているところを整備し、利用価値を高めていくのも新市の財産を活性化するための一手段だと考えます。その前に、まず下北全体をにらんだアクセス網がしっかりしていなくてはなりません。

可能性はまだあります。燃料電池企業の誘致対策でも述べましたが、一昨年みちのく銀行の大道寺小三郎氏は、サハリンから北海道を經由して両半島を通る天然ガスのパイプライン構想を発表し、世間を驚かせました。燃料電池が普及すれば、天然ガスの需要が大幅に伸びることも予想され、基地建設が必要不可欠になってまいります。さらに、日本近海に無尽蔵にあると言われているメタンハイドレートが石油にかわる代替エネルギーとして注目されています。世界は、今石油一辺倒だった産業構造と経済体質が崩れ始め、環境に優しい資源を求めてエコクリーンで大きく大胆に動こうとしています。ぜひその先を見詰めて対策を進め、多くの市民の期待と要望におこたえいただきたいと思いますが、半島のアクセス対策と見通しについて市長の存念をお聞かせいただきたいと思っています。

次に、8番目、最後になりましたが、新市の観光振興対策についてでございます。新市の活性化対策の一環として、今身近で注目されているものに、この下北半島の自然美を生かした観光地めぐり、歴史を共有しながらの観光ビジョンがござい



ます。新市は、掘り下げればすばらしい観光資源があります。活性化を進めるため、長期総合計画書もあわせ利用し、魅力づくりを急がなくてはなりません。

歴史的には、鎌倉幕府が滅んだ後、秋田、岩手以北が北部と言われていた時代、その津軽、下北両半島を巻き込んだ戦乱がありました。いわゆる蠣崎戦争であります。この城は、落城したということが県史にも記述されています。しかし、今までその所在がわからず、原因を追求されることもなく、長い間幻の城としてどこにあるのか探せずにまいりました。しかしながら、3年前、川内町の計らいで七戸町の教育委員会総括主幹、小山先生を呼んでいただき、おかげでようやくその姿をあらわしました。そして、行政主導のもとに昨年からは発掘調査が始まっています。ことしも9月に調査に入る予定ですが、私は蠣崎城について長い間関心を持ってまいりました。手ほどきは大畑の笹沢魯羊先生の残してくれたいろいろな書物でございました。蠣崎城に関する驚くべきすばらしい歴史がところどころに書かれており、目を見張る思いをいたしました。その根拠となったのが「東北太平記」であります。別名「北部御陣日記」というものですが、潤色に富み、真実からかけ離れているとして歴史家に嫌われているものであります。確かに私もそのように思います。しかし、落城の原因と結果が書かれていますので、大変貴重なものと思っています。

14世紀から15世紀にかけて南北朝時代、道の奥の下北半島では、南朝の天皇制がしかれ、城ヶ沢の順法寺城を天皇の住居にしていました。天皇の支配範囲は、津軽半島及びさらに今の浪岡まで及んでおりました。それが蠣崎城主が野望を抱き、南朝の復興を目指して都へ上ろうとしたことで南部氏の反感を買い、七戸で撃退され、蠣崎へ逃げ帰ります。南部氏は、海路を奥戸へ上陸し、山越

えをし、蠣崎を攻めます。軍奉行の采配で望楼から城に火矢を打ち込まれ、炎上落城することが書かれています。大畑には、波多城、脇野沢には鬼沢主膳の館、川内を含む桧川には檜木川弾正の館がありました。順法寺城がまつりごとの中心でありました。この歴史認識を新市全体で共有し、ぜひこれを新市の活性化対策に利用していただきたい。また、発掘調査の最中ではありますが、私ももっと史実を追求し、付加価値を高め、観光の拠点づくりを進めていければと考えておりますが、蠣崎城ばかりではなく、新市全域の観光振興に結びつけていかなくてはなりません。

津軽海峡では、五稜郭の戦いと言われた箱館戦争当時、榎本武揚率いる反政府軍と政府軍の壮絶な戦いがありました。戦前旗艦「開陽丸」が陸奥湾に入ってきて物資を調達しています。この中には、土方歳三、松平太郎、甲賀源吾、大鳥圭介らが乗っていました。陸奥湾と名づけられたのは、明治時代になってからであります。西郷隆盛の足跡もあります。現在教育委員会では、蠣崎城が発見されたことをご存じのことと思います。2点についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

1点目は、蠣崎城の現状認識についてであります。

2点目といたしまして、新市全体の歴史の取りまとめについてであります。簡単に結構でございますので。

また、半島全体の総合的な対策をお考えいただきたいと思っておりますが、観光振興対策について市長の今後の取り組み方をお伺いいたしまして、通告した新生むつ市の将来展望と活性化対策についての初めの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 東健而議員のご質問にお答え

いたします。

市民生活の現状認識はいかにとのお尋ねであります。議員お話しのように、昨今の社会事情を反映して、雇用の面において厳しい状況にあると認識しております。特に公共事業に依存する業種においては、工事の激減により社員をリストラしたり、給料の遅配も余儀なくされているところもあると伺っております。そうした状況を受けて、8項目にわたる質問をされた背景から、働く場所の確保や新しい雇用の創出に早急に取り組むべきであるという東議員の強いお考えを読み取ることができました。考える方向は、私も東議員と同様であります。その手段につきましてはいろいろな視点から考えねばならない部分があります。

まず、新市において急いで取り組まなければならない重要な課題は、何としても財政再建であります。むつ市の財政再建とむつ総合病院の経営健全化は、車の両輪の関係にありますことをご承知のとおりと存じます。片方の車輪をきしませることなくスムーズに回転させていくためには、今が一番の踏ん張りどきであります。ことしの12月に財政再建のプログラムを議会にお示ししたいと思っておりますが、全体的なとらえ方をすれば、累積赤字は今年度をピークに減少に転じ、おおむね5年後の平成22年度に収支の均衡が図られるとの見通しを持っております。この間、今経営健全化に向けて懸命の努力を重ねているむつ総合病院への財政支援を行いつつ、道路整備など要望の強い事業を実施したり、生活困窮者への扶助費の支出等にも適切に対応していくことが求められますので、ここ数年はそのような逼迫した財政環境に置かれるという事情もご理解賜りたいと存じます。

次に、長期総合計画についてであります。基本的には合併協議会でご承認をいただいた新市まちづくり計画が次期長期総合計画のベースになります。まちづくり計画は、アンケート結果をもと

に旧市町村で策定済みの長期計画の理念も取り込んでおりますので、その基本方針は踏襲してまいりたいと存じております。また、現在作成中で9月議会に原案を示す予定としております旧3町村を対象とする過疎地域自立促進5カ年計画とも整合性のとれたものにしてまいりたいと考えております。

策定時期につきましては、ことしの10月に行われる国勢調査の結果がまとまる来年度に資料収集を行い、平成19年度の上半期までには作成したいと考えております。長期総合計画に関連して、予算の張りつけをどうするのかとのお尋ねがありましたが、前段で申し上げましたように、向こう5年間は大変窮屈な財政運営を強いられることとなりますので、議員も懸念されておりますように、将来の世代に負担が及ぶような予算の執行は控えなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じております。

次に、雇用の場の創出に関連する項目として津軽海峡軸構想、クリスタルバレイ構想、燃料電池企業の誘致対策について、さらに活性化に資する観点から、医科大学の誘致構想と半島へのアクセス対策等について東議員が日ごろ研さんを積んで得た知識と視点からとらえた活用方法などたくさんのご提案をいただきました。津軽海峡軸構想を青森県が断念したのは、最近の社会的あるいは財政的事情による政治的判断ととらえております。しかし、下北と津軽半島の32の市町村で構成する市町村協議会というのがございまして、昨年県が旗をおろしたことを受けて協議会の存続を話し合ったところ、全会一致で夢を含んだともしびは絶やさないことにしようとなりましたが、ただ構想を持ち続けることが雇用の場の創出に結びつくということはなかなか困難であると思料されます。

あわせて津軽海峡軸の活用というようなご発言

もございました。私は、畑中当時の大畑町長とともに札幌まで参りまして、大畑港を活用したフェリーの航路を誘致することにまでは成功しました。しかし、その後利用率が低いということで休港に至っているところでございます。津軽海峡、確かに地理的には非常に有利な位置にありますけれども、それを果たして利用する方々がどのくらいあるのかということになりますと、そのマーケットリサーチは簡単ではないと、そう考えるところであります。

次に、アメリカのサンノゼにあるシリコンバレーを目指す六ヶ所地域のクリスタルバレイ構想がありますが、私も液晶にしても燃料電池にしても成長産業であるという認識は持っております。これまで中国を初めとする東アジア地域への企業進出が日本の技術移転を危惧する声が経済界に出始めまして、最近では国内へ回帰する動きが出てきているようであります。そうした動きをにらみながら、青森県企業誘致推進協議会等とも連携を深めて誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

また、ご発言の中に、なぜ六ヶ所村なのかと、こういうことを述べておられますが、六ヶ所村は県の総力を挙げてつくった会社が買い取った土地をいっぱい持っているのです。この会社は、倒産寸前に国の手助けで今のような平穏な状態に戻っております。ですから、土地については既に問題がすべて解消してしまっていると言ってもいいような状況にあるわけでありまして。そのようなことから、クリスタルバレイという言葉は六ヶ所に向けて使われている言葉でありますので、ここに割り込むということはそんな容易なことではないと、そう考えます。

次は、医科大学の誘致であります。今はむつ総合病院や診療所の医師確保に全力を傾ける立場にあると認識しておりますので、これは津軽海峡

軸構想同様に夢として心に持っておきたいと考えています。

また、半島へのアクセス対策であります。陸路と海路の交通手段を確保しなければならないと考えております。陸路の主要幹線となるのが下北半島縦貫道路でありますので、むつ南バイパスの整備促進とそれに続く路線の早期着手をこれまで以上に働きかけていかねばならないと考えております。

一方、海路に関しましては、青森 脇野沢 佐井間の離島航路が会社の経営見直しによって存続する方向が決まりましたので、今後ともでき得る限りの支援を続け、生活及び観光に寄与する交通手段としての役割を果たしてもらいたいと存じております。

ご発言の中にグリーンツーリズムという言葉を通想させる発想が含まれておりましたが、グリーンツーリズム、今やブーム直前という状況になりつつありますので、これに向けて農業を営む方々、それも先進的な農業を営む方々にそのような発想で取り組んでいただきたいと思っております。さらにコミュニティー航空にまで言及されておりますが、コミュニティーは全国に大資本系列のコミュニティーもございますけれども、大抵赤字であります。これは、顧客をどのように確保するかということが非常に難しい問題であるということをおぼわしていると思っております。ただ、そのようなことを考えながらも、地域間を結ぶ交通手段は現在JRバス等の民間の交通機関に依存しておりますが、企業努力にも、また市町村の財政支援にも限界がありますので、どのように利用者をふやしていくのかを関係者が知恵を出し合っていかなければならないと思っておりますので、その点につきましてご理解とご支援をお願い申し上げる次第であります。

次に、蠣崎城については、これまで幻の城とさ

れておりますが、お話しのように、専門家の縄張り調査、いわゆる存在したと思われる範囲を想定して行う調査ということで、平成14年から平成16年まで蠣崎城址確認調査と発掘調査が行われ、ことしも近々第2回目の蠣崎城址発掘調査が始められると聞き及んでおります。これらの調査結果を待ち、むつ市の観光素材として活用できる道を模索していきたいと考えておるところでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

その余につきましては、教育委員会からお答えがあります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） ただいま1点目につきましては、市長から答弁ございましたが、2点目の歴史的認識あるいはまた新市全体の歴史の取りまとめ等につきましては、宮下教育部長に答弁させます。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） ただいまの教育長答弁に補足させていただきます。

蠣崎城の歴史認識につきましてですが、教育委員会といたしましては、歴史的認識の位置づけ、時期的なものにつきましては、現在発掘が緒にいたばかりでございますので、ある程度の実態が確認された時点でそれなりの評価と認識という考え方をしております。当然これらの経緯、結果は教育委員会に諮りまして、その位置づけを明確にしていくという流れになろうかと思っております。「東北太平記」の裏づけとしての確認が早目に出るように私ども念願しているところでございます。

また、2点目の新市全体の歴史の取りまとめでございます。旧町村、川内町、大畑町、脇野沢村にはそれぞれ長年の歴史、この背景としまして、文化、伝統、祭り、遺跡等々貴重なものがござい

ます。これらの集積をどう処理してまいりますかということは、現教育委員会でも非常に重要な事項の一つとなってございまして、私どものセクションであります文化財審議委員の方の先生方の力を得まして、現地調査または現地の先生方との交流を深めた中で、現状の再認識等を深めながら取りまとめしていくのが最良の方法であろうかと思っておりますので、この辺ご理解いただきたいと思っております。

また、その時点で改めて経済部の観光課、それから歴史をまとめる所管であります市史等編さんの関係の企画部等とも連絡を深めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 35番。

○35番（東 健而） 時間が大分経過したみたいでございますので、かいつまんで再質問させていただきたいと思いますが、順序が逆になりますけれども、8番目の新市の観光振興対策について、ちょっと私の考えていることがございますので、一言述べさせていただきますが、私が蠣崎城に興味を持ってから、平成3年からですので、約13年から14年ぐらいになります。初めは、歴史のつまみ食いから始まりました。あとは、最終目標として、歴史として登録できるかどうか、これが最大の私の目標であります。新市の観光振興対策の中の蠣崎城の史跡を本市と県の指定遺跡として登録をしていただきたいと考えているところでございますが、この発掘調査が終わった後、歴史が確定されましたら、そういうふうな取り組みをしていただきたいと思っておりますけれども、教育委員会ではどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほど部長から申し上げましたけれども、やはり今後のさらなる調査研究が明確になった時点で考えなければならないと思っ

ていますので、その研究結果が大いなる成果が上がることを期待しておりますのでございます。

○議長（宮下順一郎） 35番。

○35番（東 健而） 私の意に介したような答弁をいただきました。本当にありがとうございます。これができるば、川内町の蠣崎が観光産業としての弾みがついていくものと思います。新市全体の活性化にもつながっていくと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、一番最初に戻ります。財政再建計画と現状認識についてでございますが、大ざっぱな答弁をいただきました。私は、ちょっと答弁に対して不満なところがございます。ただいまの市長の答弁をお聞きしまして、余り危機感が伝わってこないのです。私の認識と市長の認識が相当、地方のことで市の部のことの開きかなというふうな感じもしているところがございますが、合併後の大畑、川内、脇野沢の現状をもっとよく見詰めていただきたいと思っているところですが、私なりに判断いたしまして、2点の質問をさせていただきます。

1点目は、子供たちのフリーターやニートの問題を取り上げました。現在親も仕事がない状態にあります。親は、フリーターとは呼ばないようであります。町村部では子供の問題が本当に深刻化しています。合併してそれが余計目立つようになってまいりました。繰り返しますが、公共事業が減って、大分親たちの生活費が減り、資金が年金のみになっています。毎日の生活が大変な家庭も出てきています。その中で親におんぶにだっこで遊んでいると言われ、皮肉な目で見られる子もおります。このような子供たちが毎年のように少しずつふえています。就職しても、その場に順応できず、二、三カ月で家へ戻ってくる子もおります。現在子供たちは自分で税金を納めることもできず、毎月の年金さえ払えずにいます。これらの

子供たちは、いずれ生活保護の対象になるという現実がすぐその先にあります。当然市の財政負担がかさみ、さらに税収が減り続け、新市の財政を圧迫していくと思います。また、この問題ですが、新市全体でどのくらいのフリーターやニートがいるのか調べていただきまして、至急この対策を講ずるべきときと思います。市長はどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 東議員にお願いいたします。

申し合わせの時間が迫ってきておりますので、簡潔に質問をお願いしたいと思います。ご協力をお願いします。

○35番（東 健而） この点について市長の答弁をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） フリーター、ニートが市の財政に影響を及ぼすことになるだろうという想定はせざるを得ません。しかし、フリーター、ニートは、例えば職場に合わないということで会社、事業経営者がそういう若い人は要らないという考え方をつい四、五年の間に持ってきておりまして、最近もそれは強くなっています。ニートというのは、自意識が自分の内に向いている、そういう性格が影響しているものでありますので、これはいろんな方式でニートにならないように教育をしてもらうしかないだろうと、そう考えます。

○議長（宮下順一郎） 35番。

○35番（東 健而） ただいま答弁をいただきましたが、どのような子供たちでも、やっぱり生きていかなければなりません。そのための対策はぜひ必要だと思いますので、その対策方をお考えいただきたいと思います。

それでは、まとめといたしまして、最後になりますが、私は全体を通して、市民に対してこれからむつ市の将来展望と活性化対策について見通しを示していただきたいと思い、質問してきたつも

りであります、正直言って不満が残りました。今後この課題を残したように思います。

質問とは別ですが、ここに今答弁の席に座っておられる方々は、ジャンボ旅客機に例えれば操縦席の中枢に座っている方々ばかりであります。その中でも市長は操縦桿を握っているのであります。眠ってはいられないと思いますので、どうか責任をもう一度お考えいただきまして、方向を定め、墜落のなきようにしっかりとした操縦をしていただきたいと思います。

それでは、長時間にわたりご答弁をいただきましてまことにありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

3時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

#### 柴田峯生議員

○議長（宮下順一郎） 次は、柴田峯生議員の登壇を求めます。45番柴田峯生議員。

（45番 柴田峯生議員登壇）

○45番（柴田峯生） 質問の前に、私ごとですが、合併後の最初の公の選挙、農業委員の選挙にむつ地区が13人、私ども9人が立候補しましたが、農家の方々の多大なご支援をいただきまして無投票

となりました。農業政策につきましても、私は今後の議会に生かしていきたいと、そしてあわせた農業政策というものを市長にも提言していきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問に入ります。大方の議員さん方から大変ご心配いただきまして、質問項目が多いので、時間に間に合うかと、こういうお話でございました。私の質問の前に17名の方が非常に意義深い質問をなされ、また誠意ある市長部局のご答弁をいただいております、その面で割愛する部分があると思ひます。多少重複した部分についてはご理解をいただきたいと思ひます。

それでは、本題に入ります。まず第一に、行政改革の推進について6項目お願ひ申し上げております。先ほど東議員、それから午前の大澤議員のご質問に市長から踏み込んだ答弁をいただいております。いずれにしましても、総額35億円ぐらいに及ぶ本年度の歳入の不足部分は非常に私ども議員自身も、あるいは市長を初め職員も本当に心しかかからなければ財政再建は私は不可能だと、こう思ひます。先ほどの東議員の質問に市長は、平成22年に収支均衡というお話でございましたが、考えてみますと、市長が再選されましても平成21年で終わるわけでありまして、1年まだ残るといふ、そういう厳しい財政でございますので、ひとつ端的なお答をいただきたいと。

そこで、まず第1点の新行革方針でございますが、どこでも行政のむだの排除という言葉が言われており、スリム化が要請されているわけでありまして、そういう事情から、地方公共団体における行政改革の推進をするということで新たな指針を策定しなさいと、こういう通知が入っていると思うわけでありまして。それがいつごろ市の方に入ったのかということでございます。

同時に、この指針については必ずしもむつ市が

実行しなければならぬというものではございませんけれども、やはりこれを真摯に受けとめてそれに対応するというのが私はいき方ではないかと思うわけです。そういったことから、その通知をどのように受けとめておられるかお伺いしたいと思います。

さらに、この通知によりますと、集中改革プランを本年度中に策定して公表することを求めています。市長は、提案理由のご説明の中で、一般会計の財政再建プログラムは12月定例会にお示しするというお話でございました。したがって、その12月のプランとこの集中改革プランとの関連がまた大きくなっていくのではないかと思うわけです。ということは、この集中改革プランの中には、ご承知のように職員の給与などかなり厳しく見込んで要請しておられると私は伺っておりますが、そういったことも含めてどのように対応されるかお伺いしたいと思います。

次に、市の財政改革大綱でございますが、旧脇野沢村では、もう既に平成20年までの計画をつくってございましたけれども、ご案内のように合併になりましたので、後期の計画はストップになっております。したがって、これは旧脇野沢村の財政事情から見ましても、庁舎の交流センターの建築なども平成15年度の5,000万円を超える赤字のためにいるんな計画の助言、見直しを求められてきたわけですが、ついに県との折り合いがつかないままに経過したという事情にあるわけです。そういった意味で市の方の計画は、編入しましたので、その編入した段階での財政改革大綱というものがどうなっているのか、それらに対する市の見直しの状況をお伺いしたいなど、こう思っています。また、現状と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

それから、三つ目に入りますけれども、行政に民意を反映させた有力な住民参加の手だての諮問

機関等は、これは大事なことなわけですが、今現在市として法令や条例によらないで審議会、協議会、各種の委員、調査委員等を市長部局と市の教育委員会部局で附属機関として規則等で設置しているものについてであります。これらについてはいろいろ問題も指摘されております。そういった中で、今後の行政改革の中では重要な位置を占めると、私はこう思っていますので、その整理、見直しの要請も高まっていくのではないかと思います。

そこで、審議会などその概要と委員等の選任、延べ人数、実人員の概数をご報告いただきたいと思っております。

また、審議会などの設置運営に対する基準、現在そういったものを設けておられるのかどうか、その現状について伺いたいと思っております。

次に、専門委員の任用、委嘱について、その関連する予算計上との問題をお尋ねしたいと思います。これは、先般の議会での修正案とは離れた一般的な立場で質問したいと思います。

まず、地方自治法第174条、第203条などによって、非常勤特別職関連の条例を定めています。専門委員はその条例の中に明確な規定はありません。その他というくり方の中で規定を設けております。これは何かと申しますと、報酬とか費用弁償の問題であります。また、専門委員を置くという規則は、これは条例ではなくて市長の専権事項ですから、規則で定めてありますが、まずその専門委員を置くにしましても、その裏づけとなる予算措置をしなければ、この職そのものは助役とか収入役とか一般職の職員とは違って非常勤の特別職という立場ですから、義務づけられた職ではないわけでありまして、したがって、任用権そのものは市長専権事項であっても、それを動かしていくためには予算の裏づけがなければできないわけでありまして、したがって、市長が記者会見で話し

たということで、条件が整えばというお話を私も伺ったわけですが、その条件というのはまさしくその予算の措置だと、こういうことが言えるだろうと思うのです。したがって、やはり重要な専門職であれば、私は不必要だとは申しません。必要な場合には、当然設置していくべきだと思っています。したがって、そういった場合はやはり議会ともお話をするのが私は筋合いではないかなと、こう思っているわけです。今後そういった場合に議会とご協議していただけるのかどうかということです。

それと、今回は市長の任期を考えれば、例えば民間会社ですと顧問とか相談役とか参与とかというような方を任用する場合は、当然任用する方の任期の範囲内で任用するというのが社会一般的な常識なわけですがけれども、公の場合はそれを踏み込んで任用してもいいのかなと、私はその辺のところ、市長のお考えをお伺いしたいと、こう思います。

次に、5番目の行政手続条例の関係ですが、これにつきましては、まず現在の運用状況をお知らせしたいと思います。そして、現在国では国会でパブリックコメント、いわゆる民間サイドのご意見を事前に聞くということの制度を今つくろうとして法律案がかかっているわけです。それで、その意見を聞くという制度そのものは、平成11年の4月から、もう国の方で各地方公共団体にお示しになっておりまして、そういったいわゆる条例の委任に基づく規則、あるいは国会の場合であれば法律に基づく委任の政令をつくる際に事前に意見を聞くと、こういう制度なわけです。そういったことで、現在の市における制度の運用状況についてお伺いをしたいと思います。

さらに、この条例、法律の改正案では、この法律の38条が地方公共団体に関する条項なわけですがけれども、その改正の中で、「並びに命令等を定

める手続」を加えまして、その法律条項を38条から46条に改正する案になっているわけです。したがって、これができる、もう必然的に市の方では条例を改正していかなければならないということになるわけでありまして。したがって、私としてはやっぱり市民と行政が協働して、いわゆるパートナーシップを用いていくと、そういう行政をすれば、当然先取りして条例化をしていただきたいなと、こう思っているわけですが、市長のご見解を承りたいと思います。

次に、住基ネットの問題、個人情報保護について、これはきのうの一般質問の中にもございましたけれども、やはり一番問題なのは住基ネットカードをどう利用していくかということがこれからの大きな課題だと思うのです。そういった意味からして、現在合併前の状況から今日までの市の住基カード、いわゆる住民基本台帳に基づくカード、その交付状況をお知らせ願いたいと、こう思います。

それから、住基ネットに関する個人情報の保護については、やはり最近是非常に情報漏れが多くて、金融機関なんかでも大変な問題です。もうトップがころりとかわるというような状態です。そういったことで、この住基ネットの関連する個人情報の保護ということが大事になってくると思います。

これにつきましても、もう既に4月1日に個人情報保護法が施行されておるわけですがけれども、実は残念ながら4月5日に全国で50市町村が個人情報の条例をつくっていないということで名前が出されました。その中にむつ市も含まれておったということは非常に残念だと思います。合併問題などいろいろな理由があっただろうと思いますがけれども、総務省の地域情報政策課の方が言うには、条例未制定の理由に合併を進めていることを挙げるところがあるが、個人情報を扱われ



る住民側からすると理由にならないという指摘をしているわけです。なぜかと申しますと、公でもし万が一、そういうことはないと思うのですが、職員で情報漏れがあった場合、罰することができないというのが最大の理由です。ですから、県の方ではもう既にパブリックコメントをとって、そして条例改正に進んでおります。したがって、先般の一般質問の答弁で9月に提案したいということなのですが、その9月までの間に私は一般市民の声を意見聴取するという場がないのかどうか、パブリックコメントをする考え方がないのかどうか、今後の見通しを含めてお答えいただきたいと思っております。

それから、住民基本台帳の閲覧の問題でございますが、原則公開制ということは、この間の総務部長答弁からもわかっております。しかし、閲覧者の中には、これを悪用する方があって、ついには殺人事件にまで至ったというケースがあるわけでありまして。したがって、規制ということの猶予はないということです。市町村の、むつ市も入っておりますけれども、全国連合戸籍事務協議会から昨年10月に規制をしてくださいという要望が出されて、総務省、あるいは政党間でも法律の改正案を国会に出しているという事情にあります。そういったことから、ぜひその対策を立てていただきたいわけでありまして、ただその反面、余りにもこれに拒否反応して規制が厳しくなりますと、市民の、例えば統計調査、あるいはアンケート調査、そういった場合に大きく支障になるわけですので、その辺のところのバランスのとりの方が出てまいります。したがって、市としての地元規制の現況についてご説明をいただきたいと、こういうお願いを申し上げたいと思っております。

3番目に入ります。過疎地域の自立促進につきまして、先ほど市長は9月定例会にお出しになると、こういうお話でございます。いずれにしまし

ても、平成17年度から平成21年度まで、さっきも申しましたように、再選されますと、在任中に入るわけですけれども、その計画を本来ならば去年の9月、12月に各市町村のいわゆる旧3町村で議決をしておらなければならない問題なわけですね。それも合併ということでおくれてきたらと思うんです。そういったことから、まず指定された経過、総務省の告示の経過、それからむつ市全体がなぜ過疎地にならなかったのか、それをひとつお知らせ願いたいと思っております。

それから、後期5カ年計画の策定のスケジュールについて、先ほど答弁ありましたので、9月までの間の計画でございますが、どういう流れになるのか、簡単にご説明願えればありがたいと思っております。

それから、大事なことは、3番目の過疎対策事業債の充当の見通しであります。ご承知のように、脇野沢村は赤字のために交流センターの過疎債の充当ができなかったわけでありまして。それで、同様にむつ市の場合もそういう経過で赤字を抱えております。したがって、それが合併という立場の中で考えて過疎債が充当できるかどうかということが非常に関心の持たれるところなわけでありまして。したがって、その見通しについてお伺いしたいと思っております。

それから、過疎振興に当たっては、道路の整備が一番欠かせないと私は思っております。特に脇野沢の中心地からむつの中心地まで45キロメートルしかありません。それが1時間以上かかるわけですね。冬になると1時間半かかります。私は、最終的にはこの区間は30分ぐらいで来れるようになるというのが将来の目標だと思っております。そうすると、やはり中心地に通勤する、そういった形ができるのではないかと考えています。

それで、4番目の国道338号、これはむつ市の中心地から脇野沢の現在の庁舎の前の平和橋まで

の区間、この間と、それから生活産業関連道路につきましては、県道九艘泊脇野沢線の愛宕山公園のところの瀬野川目地区の問題、それから旧村道であった口広滝山線の約5.9キロメートルの区間についてお尋ねをしたいと思っています。特に国道338号では、大湊地区バイパス、それについては行きどまりになっておりまして、冬場の脇野沢からむつへ来る人たちは非常に難渋しており、この早期完成が待たれますので、現在どういう状況なのかお伺いしたいと思います。

それから、宿野部地区、先ほど言葉の使い方いろいろご提言があったようですが、宿野部地区のこの部分については、実は私の母親の出た場所なのです。長い間本当の中心地の道路ももちろん融雪溝が必要でございますけれども、実際は幅員が狭いです。したがって、まだ国道になる前に山側にバイパスという線が計画されたそうであります。そのバイパスの線をどうするかということになりますので、ひとつそこら辺も考えて、特に長浜から宿野部へ入るところの道路のあのカーブ、市長も車に乗っておわかりだと思いますが、そのところがどうなるのかお願いしたいと。

それから、小沢地区の問題は工事が進められておりますので、それをどういうぐあいに現在、今後どうなるのかお知らせ願いたいと思います。

それから、脇野沢地区の石神神社から辰内までの七曲、これが今非常に交通のネックになっておりまして、市長流に申せば、あれが道路かと、こう言われるような場所なのです。観光客の方があの場所を通るのが怖くて夜通れないと、こういう事例が多くある場所でございます。今申し上げたような場所が当面改良されれば45分ぐらいで通れるというような形になっておりますので、ひとつお願いしたいと思います。

それから、瀬野川目地区の問題は、融雪溝をつくっていただきたいと、計画にぜひ盛っていただ

きたいということでもあります。

それから、口広滝山線につきましては、この七曲地区でもし事故が起きた場合、現在750メートル、金額にして2億4,000万円程度が積み残しになっております。それらを私は国道338号の災害連絡バイパスとして将来的には合併関連事業の中に組み入れていただけないのかと、こういってでございます。

それから、産業関係の問題ですが、これは鯛島と北海岬、それから水産基盤の整備でございますが、まず鯛島と遊歩道、いわゆる北海岬海岸については、たび重なる災害等で、あるいは高波によって被害を受けております。現在この遊歩道につきましては、立て看板を立てておりますけれども、やはりこの海岸は貝崎へ伝っていくための唯一の遊歩道であったわけです。やっぱり西海岸の観光の目玉は、この海岸なのです。そういったことから、私はその整備をする必要があると、それが整備されれば観光の再活性化になると、こう思っていますので、それらについてお答えいただきたいと。

それから、水産業の場合は、脇野沢漁港の中の寄浪漁港であります。この寄浪漁港のいわゆる護岸とか防波堤、そういったもの、ここはヒラメの産地なのです。その蓄養施設を生かして、現実にヒラメの蓄養施設がないために、8月になると2,000円以上で売れるものが、現実的には1,000円しないと、付加価値を高めるためにもそういう施設が将来必要なわけです。地域住民は、いわゆる共同性というのが非常に高い地域です。わずか38戸の集落ですけれども、非常にそういう意欲の高いところで、脇野沢にとっては漁業の一番漁をするところなのです。したがって、ぜひ過疎計画に織り込んで県の方にもご協議してやっていただきたいと、そう思っています。

次に、情報通信の問題ですが、お恥ずかしい話

ですけれども、テレビの映らない地区があります。現在の庁舎を中心にした地域が映らないわけです。携帯電話につきましても海岸通り、先ほど申し上げた九艘泊の方には全く通じないという欠点があるわけです。情報通信、イントラネットの整備というようなことから考えましても、この難視聴の改善と、それからいわゆる携帯電話の情報がつくように、これも整備をしていく必要があるだろうと。こういうようなことで、それらにつきましても計画で盛れないのかどうか、あるいは調査してやっていけないのかどうかということがございます。

それと、最後の過疎計画の問題につきましては教育委員会にお尋ねしたいと思います。やっぱり合併後の地域再生には、基礎集落の安定的な持続が、その維持可能かどうかということは、やはり地域再生のかぎを握っているわけです。したがって、その集落に老若男女が混在できる環境づくりをしていくことが市にとって最大の配慮を欠かせないことだろうと思うのです。

私は、明治維新の前の集落環境に戻されたと今実感しています。そういった意味から、今回の平成の合併は、私は各集落の連合体が新しいむつ市だと、こういう考えを持っているわけです。そういう立場から考えますと、私は小学校を2回、中学校1回の統合を体験しております。その際、確かに児童・生徒のためということが大きな御旗になっています。しかし、考えてみると、そのことのみが先行しますと、現在の脇野沢村の状態だと私は率直に申し上げていいと思うのです。ですから、基礎集落をいかに衰退させない、融和を阻害することがないようにするということが、やはり統合にとっては大事なことだと思います。

そこで、平成16年6月に過疎問題懇談会がこういうことを申し上げております。少子化の対応で過疎地域の小規模校、少人数学級ならではのよさ

を生かし、過疎地域の学校の活気を育てる取り組みを進めることが重要であると、こう申し上げております。ですから、教育委員会は単純に児童・生徒の減少のみに固定せず、また児童のためのそういったものを振りかざした地域対策ではいけないと思いますので、その辺ご配慮をいただきたいなど。

そこで、後期計画の策定の中でむつ市の新しい教育方針の中に統廃合の話題というようなものが書かれておまして、北通り地区、西通り地区の学校適正化を図ると、こういう計画が盛られておりますので、その対応にはいろいろご配慮いただきたいということで、まず教育委員会のご意見をお伺いしたいと。同時に現在その基本構想に盛られている対象になる学校があるのかどうか、そういったことをお伺いしたいと思います。

最後は、公共交通機関の整備促進ですが、まず一つ目は交通アクセスの問題、先ほども東議員への答弁がございました。いかにして八戸か、新しい新七戸へどうつなぐのかという課題だろうと思うのです。その辺のところを市長からお考えを伺いたいと。市長から交通問題対策に関する経過のご報告もありまして、JR東日本大湊線の対策についての報告、あるいは議長から報告もいただいておりますが、全く私たちは初めてでございますので、その辺を簡略にひとつご説明いただきたいなどと思います。

最後になりますけれども、実は率直に申し上げます。JRバスが大湊へ来て、そしてJR東日本の大湊線に乗るのに、朝一番で来て、5分のおくれで接続できません。これは、我々の住民の足を奪ったと、午前中に青森へ行けないのです、八戸へ行けないのです。こんなダイヤが組まれているということで、何とかバスの協議会とかそういったところで改善策をしていただけないかどうかということ。そのことでお伺いしたいと思いま

す。

以上です。よろしくひとつお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 急ぎお答えを申し上げたいと存じます。

初めに、行政改革の推進についてであります。地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針がむつ市に届いたのは本年4月8日であります。5月16日に指針の概要についての説明会、6月21日、指針で示されております集中改革プランについての説明会が実施されます。

新地方行革指針をどう受けとめているかということでございますが、この指針は、「これを参考として、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言するものであり」とうたっており、法的な拘束力はありませんが、この行革の目的が最少の経費で最大の効果を上げるという指針だろうと、そう考えます。

3点目の集中改革プランについてどのように対応するかということですが、合併を機により一層少子高齢化の進展、地方分権の推進、三位一体改革、住民ニーズの高度化、多様化など社会経済状況の変化に機敏かつ的確に対応する、そしてこれまで以上に行政能力の向上を図るための行政改革に積極的に取り組むことが不可避だということでございます。したがって、新市としてのまちづくりの礎を構築するためにも、国の新地方行革指針を踏まえた新たな行政改革大綱及び大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するための集中改革プランを策定したいと考えております。

次に、各種審議会等の設置、委員選任の現況と運営基準等についてお答えいたします。法令または条例によらない執行機関の附属機関、つまり地

方自治法第202条の3の規定により設置している附属機関以外のものが市が独自に規則及び要綱等により設置している附属機関についてお答えいたしますと、該当する審議会等は、男女共同参画推進懇話会の一つであり、要綱で設置し、運営基準を定めております。女性委員の人数は、定数15人中7人となっており、このうち公募による選任は3人で、任期は2年となっております。会議は、傍聴の希望があれば可能としております。

次に、専門委員の任用、委嘱に伴う問題ですが、議会と協議した方がよろしいではないかと、こういうご意見でございました。また、任用期間は当然任命権者の任期と同じだろうと、こういうことですが、そのように考えます。

財政的な問題については、これは裁量の範囲内に入る部分もございますので、その範囲内で考慮をしております。

市の個人情報保護についてであります。まず、住民基本台帳カードの交付状況ですが、平成17年6月22日現在、むつ地区で127枚、川内地区で16枚、大畑地区で24枚、脇野沢地区で3枚、市全体で170枚の交付となっております。

次に、個人情報保護条例制定の今後の見通しについてですが、中村議員のご質問にもお答え申し上げましたが、現在条例制定に向けて鋭意作業中でありまして、次の定例会までにはお示しできるものと考えております。情報の漏えい等は今日のところ全くございませんし、条例制定までの間にそのようなことを発生させないように十分に意を用いていかなければならないと考えております。

また、総務省が示した条例制定に当たって基本的事項を盛り込む予定であることから、パブリックコメントについては導入しない方向でありますことを申し添えておきたいと思っております。

次に、住民基本台帳の閲覧規制等についてのお

尋ねでありますけれども、これは昭和42年に住民基本台帳法が制定され、住所を公表する唯一の公募として原則公開とされ、閲覧制度が設けられているのが住民基本台帳であります。これに記載されておりますことについて、あえて今さら申し上げるまでもないと存じますが、閲覧を請求する理由を明示し、市町村窓口へ提出し、閲覧できることになっておる事象は、世論調査、学術調査、市場調査等に利用されるもの、ダイレクトメールなど商用目的でも利用できるというのが今日の状態でございます。多様なご意見があるようでございますが、私どもは今日の定められた条件を守りながら閲覧にも応じてまいらなければならないと思っておりますが、例外的にございますのがストーカー行為等の規制等に関する法律等によりドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者から申し立てがなされた場合には閲覧請求があっても、これを拒否することができるようになっております。

また、弁護士、司法書士、行政書士などにつきましては、職務上の請求である旨を明らかにして請求する場合には、請求事由等を明らかにすることなく閲覧できることになっていると、不思議な文章でございましてけれども、職務上であるということでありさえすればよろしいということでございますので、繰り返しますが、不正利用されたりすることのないように十分に意を用いて運用を図っていきたく存じます。法律が制定されると、また我々の方が楽になる可能性も出てくるだろうと考えるところであります。

次に、過疎地域自立促進計画につきましてのご質問であります。この法律、いわゆる過疎法は人口の著しい減少によって地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講

ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に平成12年に制定され、この法律に基づき県及び過疎地域を有する市町村については過疎地域自立促進計画等を作成することになっております。当市においては、去る3月14日の市町村合併に伴い、人口の減少率が規定に該当しないことから、市全体が過疎地域とはならず、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、合併前に指定を受けておりました旧3町村地域のみ引き続き過疎地域とみなす旨告示されております。

次に、後期過疎地域自立促進5カ年計画の策定方針とスケジュールについてのご質問であります。まず、策定方針につきましては、基本的に旧3町村の前期方針を踏襲すること、新青森県基本計画と整合性を図ること、合併市町村間の一体感の醸成と均衡ある発展による新むつ市全体としての自立を目指したものといたしております。

また、スケジュールにつきましては、過疎対策事業債の許可等の関係から、9月までに計画策定をしなければならないことから、現在それに向け、各庁舎地域振興課を窓口に関係各課と連携をとりながら事務手続を進めているところでございます。

次に、過疎対策事業債における配分についてであります。新市一本での配分枠と承知をいたしております。また、配分額につきましては、議員もご指摘のとおり、対象区域の拡大により、総体的に減額となるのではないかと懸念しているところであります。

次に、国道338号及び生活・産業関連道路の重点整備についてであります。このたびの市町村合併により、これまで以上にその重要性がアップしたのが国道338号であると考えます。具体的な事

業の進捗につきましては、むつバイパス宇曾利工区が市道スキー場線から市道釜臥山線間の約1.2キロメートルの区間について、現在仮称公園大橋等の工事を中心に整備が進められております。当該工区の進捗率は約70%と伺っています。

なお、むつバイパス全体の整備につきましては、当該工区を初めとする残りの工区につきましても工事の促進を図られますよう引き続き関係機関に対し要望してまいりたいと存じます。

川内地区の宿野部地内から長浜間の急カーブ、狭隘箇所等の改修につきましても、今後関係機関に対し要望し、実現を図りたいと存じます。脇野沢地区で進められております小沢工区の拡幅事業につきましては、本年度で用地及び補償が完了し、年内にも工事着手する予定と伺っておりますので、引き続き工事の促進方について関係機関に要望してまいりたいと存じます。

脇野沢地区の辰内地区、通称七曲の危険箇所等の改良について、下北総合開発期成同盟会で毎回その重要性について要望をしておりますので、今後とも引き続き要望をし、早期実現を図ってまいりたいと存じます。

脇野沢地区の瀬野地内における融雪溝の整備につきましては、今後関係機関に対し、要望してまいりたいと存じます。

市道口広滝山線等の整備につきましては、今後の整備計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、鯛島、北海岬周辺の遊歩道の現状とその対策についてのご質問にお答えをいたします。海中公園の中心であります鯛島に設置されている係船岸壁や遊歩道は、波浪、台風などの影響をまともに受けやすく、破損が進んでいると聞き及んでおります。施設の管理者であるむつ県土整備事務所では、今月も現地調査をしておるようですので、今後その対策について何らかの方針が示されるの

ではないかと考えております。市としても、鯛島は重要な観光資源と認識しており、その保全及び維持管理については万全を期すよう青森県に要望していきたいと考えております。

次に、北海岬周辺の遊歩道であります。この遊歩道は貝崎キャンプ場までの遊歩道として昭和48年から青森県の観光施設整備補助事業により整備したのですが、平成16年春の風雨で1カ所、その後台風により2カ所、さらに11月25日の暴風雨により新たに2カ所、計5カ所に被害を受け、利用者の通行及び安全確保に支障を来しておるところであります。旧脇野沢村では、遊歩道の被害状況を踏まえつつ、さらに落石の危険性も考慮し、その対応策を検討した結果、多額の事業費が必要なことから施設の利用を断念し、全面通行どめの看板を設置して現在に至っております。今後貝崎までの遊歩道を利用可能にするためには、壊れた遊歩道を補修するとともに、最も危険な落石防止対策が必要であり、現在の厳しい市の財政事情に照らしながら、今後の対応策を検討してまいりたいと考えているところであります。当面は、通行どめの看板をふやしながらか事故防止に努め安全確保を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、水産基盤整備事業の現状と課題及びその対策についてのご質問にお答えいたします。寄浪漁港内のヒラメ蓄養水域の整備については、現行の水産基盤整備事業で計画されており、その水域確保のための防波堤整備には約10億円の事業費が見込まれ、平成19年度からの後期計画に組み入れられております。しかし、近年の公共事業の実施に当たっては、費用対効果の把握が強く求められているとともに、事業実施後における事業再評価制度により厳しいチェックを受けることから、当市に見合った便益が確保できないものについては簡単に事業実施できない状況となっております。

このため県からも、その運営計画の実効性等について再度漁協及び受益漁業者と協議し、今年度中に結論を出すよう指導されておるところであります。今後関係者で十分協議し、検討してまいりたいと考えております。

テレビと携帯電話であります。携帯電話については半島内各地使用のできないところがございます。むつ市内でも何カ所か、町中でも通じないところがございますので、電話会社等に相談をしてまいったこともございますけれども、今後ともそのようなことを繰り返してまいりたいと思いません。

テレビの難視聴地域に対する対策であります。テレビの送受信形態は現在過渡期にありまして、NHKは本年12月から、また民放は来年12月から地上波デジタル放送を開始する予定でありまして、むつ市の陸奥湾沿いがその受信可能地域になるようであります。さらに、6年後の平成23年7月には、現在受信しているアナログ放送が打ち切られることが決まっておりますので、地上波デジタルの普及状況を見ながら、難視聴地域対策を改めて講じなければならぬと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

東北新幹線の青森までの延伸に伴うむつ地区の交通アクセスの見直しについてお答えいたしますが、新幹線ダイヤに合わせ、大湊 八戸間の既存の直通便を継続して運行することはもちろんのこととありますが、七戸駅に関してはシャトルバスを運行するなど、利用形態に応じた利便性の高い交通アクセスにすることが必要と考えております。また、新幹線開通後の東北本線の八戸 青森間は並行在来線としてJR東日本から分離し、青い森鉄道に経営が引き継がれることとなりますが、東北本線の支線である大湊線につきましては、経営分離の対象とはならないという認識でありますし、生活路線としての重要な役割を担う交通機

関であるばかりでなく、むつ下北地域の観光を初めとした産業の活性化にも大きく貢献する路線であることから、これまでも機会あるごとにJR東日本に対して運行が存続されるよう要望いたしております。いまだ先行き不透明であります。

バスにつきましては、営業所所長を初めJRバス本社と折衝をいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 柴田議員ご質問の各種審議会等の設置、委員選任の現況と運営基準等についてお答えいたします。時間が迫っておりますので、少々早口になろうと思っておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

まず、ご質問の1点目は、概要、委員などの延べ人数及び実人員の概数についてであります。教育委員会で所管しております審議会等は、規則で制定されているものがむつ市就学指導委員会、むつ市体育指導員、むつ市少年教育指導員の三つ、要綱で制定されているものがむつ市立学校評議員、むつ市生涯学習のまちづくり推進会議の二つ、計五つであります。その定数は、全部で247人となっておりますが、委嘱されている委員の延べ人数は193人で、重複していない実人員としては188人に委嘱しておるところであります。

ご質問の2点目、設置及び運営基準は定めているかについてであります。規則、要綱ともすべて設置基準を定め、円滑な運営を図るため、各種団体からの推薦等の基準を定めて運営しておりますが、重複選任制限につきましては、各種団体からの推薦、専門的な知識の必要性等から重複する可能性も考えられますので、特に現在は設けておりません。

次に、女性委員の人数についてであります。教育委員会で委嘱しております女性委員は、五つの審議会等には1人以上委嘱されており、全部で

その人数は40人となっており、全体の20.7%を占めております。

ご質問の4点目、公募はしているのかについてですが、各種審議会等の委員は、専門的な知識、各種団体からの推薦者、あるいは地域的な要素等から選任しておりますので、現況において公募は実施しておりません。

ご質問の5点目、会議の公開についてであります。五つの審議会等は、会議内容の特殊性あるいは専門性等から特に公開していないのが現状であります。いずれにいたしましても、教育行政を進めるうえで委員の選任、会議の公開等は重要な検討課題と認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域再生と学校規模の適正化のあり方についてのご質問にお答えします。まず第1点目の学校の統廃合により地域活力が失われていくので、統廃合を急ぐ必要はないのではないかという質問についてであります。当市はこれまでも学校教育環境の充実につきまして、最重要施策として取り組んできているところであります。しかしながら、昨今の出生率の低下に伴う深刻な人口減少問題は、当市におきましても同様でございます。特に児童・生徒数の減少が顕著となっており、さまざまな教育施策を展開するうえで大きな問題となっております。教育委員会としましては、将来に大きな夢と希望を抱いている児童・生徒のための望ましい教育環境の整備、教育の地域格差の是正を図るために複式学級の解消を第一義に考え、老朽木造校舎改築等の機会をとらえて均衡ある統廃合を推進することにいたしております。

学校統廃合により地域の文化的、精神的なよりどころとしての使命を果たしてきた学校がなくなるということは、地域住民にとっては忍びがたいことであることは当然のことと思われま

しながら、長期的視野に立てば、望ましい教育環境のもとで適正な児童・生徒数の学校で学ぶことこそ児童・生徒の将来のためになるものと考えております。

具体的に申しますと、一つに、複式授業が解消され、より質の高い授業が可能になること、二つ目には、小規模校では不可能であったさまざまな集団活動、多人数によるクラブ活動等が可能になり、その中で豊かな心づくりや人と人との結びつきのととさを学べるようになる、特に同級生の少ない児童・生徒にとってはさまざまな悩み事などの相談相手ができることなど、三つ目には複数の地区から通学することによって、他地区との子供との交流が生まれ、排他的な行為を抑え、広い視野に立って物事を考えられるようになるというようなことが挙げられると思います。

次に、西通り、北通りの統廃合をどのように進めるかということについてであります。統廃合予定年度については地域事情、財政事情等もあり、明示できる段階ではございませんが、統廃合対象校としましては、西通りでは角違小中学校、第二川内小学校、宿野部小学校、蛸崎小学校が、また北通りでは烏沢小学校、小目名小学校、関根橋小学校が上がってくるものと思っております。

次に、学校と地域再生をどのように考えるかということについてであります。各学校とも地元で学校をつくりたいという地域住民の熱意と努力が結実した結果建設されたものであり、学校が地域にもたらす活気は多大なものがあります。教育委員会の立場としては、あくまでも児童・生徒一人一人の健全な育成を図っていくことが大事なことであり、ご理解を賜りたいと思

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 私はこれで一問一答を終わります。これが最大の一問一答だと思



引き出しました。

この中身を私は議事録を検討して、9月定例会で疑問な点は再度質問したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、柴田峯生議員の質問を終わります。

#### 散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明7月7日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、明7月7日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、7月8日は付託議案審議、議員提出議案一括上程、提案理由説明及び審議、議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時06分 散会

